

6月9日 不法投棄現場の原状回復方針に係る説明会

司会　　： 説明会を開催いたします。開催にあたりまして、環境生活部長の前田みきよ
りご挨拶を申し上げます。

前田部長： 皆さん、おばんでございます。環境生活部長の前田でございます。

今日は朝からいいお天気でありまして、田子に参りましてもヤマボウシの白い花が、夕暮れ時の白い花が浮き立って見えるような本当にいい季節になりました。大変お忙しい中を、今日は皆さんご参集いただきまして、ちょうど夕食時でございますのにお集まりいただきましてありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、県では三役不在の事態でございまして、皆様方には本県の原状回復対策に遅れが出るのではないかとご心配されているのではないかと思いますけれども、国の新たな財政支援策としての特別措置法が近く国会で可決成立する見込でありまして、それに合わせて速やかに私共も対策を講ずるべく準備を進めているところであります。県境不法投棄事案に係る原状回復方針につきましては、岩手県が早々に対策方針を示したのに対して本県が方針を示さないについて不信感を抱いてこられたかというふうに思います。

本県といたしましても、周辺への汚染拡散を速やかに防止すると共に、最も効果的な対策を講ずるためにこれまで5回の技術部会でご審議をいたしました。技術的なご意見につきましては、現在両県及び部会長で取りまとめの作業を実施しているところですが、今後は地元の皆様のご意見をお聞きして、更に今月末に開催予定の合同検討委員会でのご提言を踏まえて、そして最終方針を決定することにしたいと思っております。

今の時点での方針案の内容につきましては担当から後程詳細に説明をさせますけれども、早急な汚染拡散防止対策が必要であるという時間との戦いになりますので、一刻も早く効果的な対策を実施できるよう、皆様方からは忌憚の無いご意見を賜りますようにお願いを申し上げまして挨拶とさせていただきます。

今日はどうぞよろしくお願いを致します。

司会　　： それでは次に田子町の中村町長さんにご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

田子町長： 地元の町長として一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

今日はこうして県から県境産廃不法投棄に係わる原状回復の説明にお出でになられました。心から感謝を申し上げたいと思います。そして、何かとお忙し

い中をこうして住民の皆さん方お出で下さいました。深い関心をお寄せ下さいます皆さんに、これまた心から感謝を申し上げたいと思います。

これまで私共は原状回復、全量撤去、そしてまた環境再生というものを基本にしてまいりました。その基本に何ら変わることはございません。かと言つて具体化した事業というものがそれぞれ説明をされてまいりました。そのような説明の中にある事業の着手に向かって住民の間からいろいろと言いますか、大きな意見というものが彷彿として出てまいりました。それは何か。現場処理、現状処理という声が出てまいりました。一体、これから町が、町の考え方、町の一つの意見というものがどうあればいいのか。基本は基本と致しましても、このような進捗の中においての対応というものを何としても考えなければならない次期に到来をしたと、そう考えております。そういう中で、出来るならば住民の声というものを合意形成をし、そのような意見というものが町の声として集約され、そしてまたそれが県なり国なりそういうところに反映されなければならないものだと、そのようなことをつくづく考えておりますし、更にそのように考えてまいりました。だが、しかば具体的にと言われますというと具体的にどのような機会というものをまだ造成をしておりません。作っておりません。でも、何としてもそのような住民の意向というものが町の声として私は集約されなければならないなど、このように考えております。

これから十分なる説明を承りながら一体どうあればいいのかなと、このような事柄を住民の方々と共に考え、そして対処していくかなければいけないと、そう考えております。そのような機会を具体化してまいりたいし、その為にはどうしても皆さん方からこのような機会を得ながらでも率直なご意見を出してもらえるならば、大きなこれまた一つの糧になる筈だと、こう思っております。こうして皆さん方から機会を得てお集まりを願いました。このような多忙な中のご参集に心から感謝をしながら、そしてこのような会場の中で皆さん方のお考えがあるならばそれらを率直に出してもらえるならば、今後の町としての対応の一つの参考に供してまいりたい、そのように考えておりますので私からもよろしくお願いを申し上げながら私の挨拶に代えさせていただきます。

本当に今日はご苦労様でございました。

司会 : どうもありがとうございました。

説明を行う前に、今日の県側の出席者をご紹介を申し上げます。

先ほどご挨拶を申し上げました前田環境生活部長です。

福永次長です。

鎌田チームリーダーです。

八戸環境管理事務所の吉田所長です。

八島副参事です。

大日向総括主幹です。

私、進行役を務めます山田でございます。よろしくお願ひします。

それではお手元の資料に従いまして、鎌田チームリーダーの方から原状回復方針に係わる説明を申し上げます。

鎌田チームリーダー： 県境不法投棄対策チームの鎌田でございます。何度もお邪魔しております。

今日は県の考え方、前に技術部会に3案説明しました。その内容についてご説明申し上げまして、そして皆様からいろんな意見をいただきたいという具合に考えております。

それともう一つは、今までのことを一応総括をして整理して今後のいろんな考え方の意見をいただきたいという具合に考えておりますのでどうぞよろしくお願ひ致します。

まず資料の方から説明させていただきます。今まで、1番のところに経緯が書いておりますけれども、今まで専門家、あるいは地元田子町、あるいは二戸市からも代表者の方を出していただいています合同検討委員会、これを3回開いております。2回目のところで③のところに「原状回復の具体的手法等に関する技術的評価を行うため、技術部会の設置を決定」ということで、技術的にどういうような問題があり、どういう具合な解決をしていけばいいのかということを、技術の専門、合同検討委員会の中から技術の専門の先生にお願いをして、その詳細について専門的に集中的にいろいろと検討をしていただいたところでございます。第3回目の時には、今年の2月8日に行われたわけですが、原状回復及び環境再生の基本的な考え方として、まず原状回復の基本的な考え方として産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物、そしてそれによって生活環境保全上の支障、それによる支障を除去する、またはその発生を防止することを原状回復とします。環境再生について言えば、原状回復した後の土地について、例えば植樹とか播種等によって森林、採草地などに再生することということで基本的な考え方を合同検討委員会で認定しております。

それから、原状回復の基本方針につきましては、これはいろいろと岩手県・青森県でそれぞれ今まで調査をしてまいりました。その結果として、現場の西側と東側、いわゆる青森県と岩手県の方では投棄された廃棄物の種類とか量とか、それから中に入っている廃棄物の有害性とか、それから投棄形態、いわゆる投げられている状態というものが違う、それぞれ違うと。従って、同じような原状回復方法をやっても果たして効果的なのかどうかということが問題になりますて、それだったら違う形態のものはそれぞれの特性、いわゆる状況に応

じてそれぞれの県で最も効果的な対策を講じた方がいいのではないだろうかという具合に基本的に認められております。その中で原状回復のために除去すべき有害廃棄物や対策方法については、技術部会の提言を踏まえて、要するに技術部会でいろんなことを検討していただきましたけれども、その技術部会の提言を踏まえて両県がそれぞれの状況において決定をするという基本方針を決めております。その中で第2回の合同検討委員会で技術部会というものを設置を決定をされたわけですけれども、今まで、昨年の11月19日を1回目として、第5回、今年の4月20日までほぼ毎月1回ずつ技術部会を開いていろんな技術的なものを検討していただきました。

2ページになりますけど、2ページの一番下のところに第5回技術部会議題という具合なことがございますけれども、特に青森県だけを今日の場合には言いますけれども、西側の除去計画について、いわゆる除去方針、これは除去と言うのは技術部会とか合同検討委員会でどういうことかと言うと、いわゆる撤去する、あるいは又は浄化する、そういうことを含めた形で除去という言葉を定義付けております。そういうものと、それから汚染拡散防止対策、これは青森県の方で汚染拡散防止対策を講じなければならないということを提案いたしました。それについて遮水壁とか水処理施設の構造について技術的な検討をしていただいております。最後に、いわゆる撤去又は浄化計画について、その計画をどうすればいいのかという具体的な話まで検討して頂いております。それから③のところに書いておりますけれども、いわゆる今もやっておりますけれども、場内は、現場内は汚れが今どれくらいの程度になっているのか。それから周辺環境、現場以外のところに影響がないかどうかということを監視する、いわゆるモニタリングと言いますけども、モニタリングの計画、今までいいのか、それとももっと細かくやるべきなのかということをいろいろと検討をしていただきました。その結果に基づいて今日皆様にお話をしたいと思います。

3ページになります。まず第一に汚染拡散防止対策ということでございますけれども、これについてはこういうものを見ながら説明をしたいと思います。あそこの地域というのはこのように、これが県境でございます。ここが県境になって、こちら側が岩手県、そしてこちら側が青森県になっております。これで分かるようにここが一番高いところです。ここが一番高いところで、約470mぐらいありますか。そしてここからすーとこちらに低くなっています。こちらが一番低いところで確か420mぐらいあると思います。それと、ここからこちらの方に60mぐらい下がって、ここが崖になっておりますけれども、ここにラグーン、いわゆる沈殿槽みたいなものがあります。こういうような地形になっておりますので、この中の地形というのはここが高くなっていると。要するに東側が高く西側が低くなっていると。要するに東側が高く西側が低くなっているというような状況

にありますので、この水色の矢印がありますように中の汚染水、いわゆる汚い水というのはこういう具合に流れしていく、いわゆる高い所から低い所へ、当たり前の話ですけれども右から左へ流れていくような状況にあります。そしてまたここはさっき言ったように 470mから 420m、そしてここは 60mどーんと下がっている、いわゆる崖のように、台形の崖のようになっている状況にございますので、非常にこの中に入っている汚い水というのはこの辺からもここの辺からも出てくる可能性が十分ある。今、このところから流れてくる水は汚染水、表流を流れている、上を流れている水はこういう具合に流れています。もう一方、こちらからの水は確かこういう具合に流れている、ここの池に入つてこっちに入ってこう流れていっているというような状況にございます。ただし、この汚い水というのはあくまでも、こういう具合にここが先ほどの現場です。ここが現場で、ちょっと見難いんですけども、それからここがさっきの 60m 下がった崖のところ。ここがラグーンのところです。こういうような状況にありますけれども、我々 3 年間周りを調べてまいりました。このアの 1、それからアの 2、3、そういうところを、4 番、5 番という具合に 5 カ所調べてますけれども、今のところこの中のところは汚いけれども外には、こういうところには影響は出でていないという結果が出ておりまして、年 4 回調べてます、その都度公表しております。このままだと、こういう言い方が果たして適正なのかどうか分かりませんけれども、いつ流れ出てもおかしくない状態にあるというようなことでございますので、技術部会としては、技術部会の提言として、意見として、まずこの中の汚染水を止めることが必要である。止めてしまえばその後はいろいろな方法を検討しながら現場をどういう具合に原状回復していくべきなのかということを検討していくば時間的な余裕は出てくるだろうというようなご意見が出ております。

また、この、今これ断面図になりますけれども、ちょうどここが廃棄物のあるところです。ここが県境になります。ここと東側です。こちらに下がっているという状況にあります。この水色、この下のところがちょうど岩盤になります、これは難透水性、水を透しにくい場所であると。従いまして、この下の方はこちらに真っ直ぐ水が通りにくいく。いわゆる汚染水は通りにくい。そうなるとどこに行くかと言うと、高い所から低い所に流れしていくわけです。これがこの遮水壁がないとこれがどんどんどんどん落ちていってしまうという可能性がありますので、技術部会でもいわゆるこういうような遮水壁を作って、そして囲い込むというか、周りを全部囲い込んで、そしてそれからいろんな対策を講じていくことがいいのではないだろうかと。そういうことによって汚染水というのは防げると。いわゆる拡散は防げると。こういう具合に、先ほどのここが県境でございますけれども、こういう具合にぐるーと赤いところが鉛直

遮水壁と書いていますけれども壁です。壁を作ってしまって、こっちが高いわけですから全部この中に入れてしまう。このピットと言うか、升みたいなものを作りまして、その升に全部汚い水を集めてしまう。集めてきた汚い水はこういう具合なパイプを通して、そしてここの水処理施設を作ったこの水処理施設できれいにしてから放流してやろうと。そういうことをすることによって、まず先ほど何ヵ所か調べましたけれども、周辺への環境への影響はまず出てこないということをまず先にやってから、それからいろいろな方法を検討していくべきであるということで、我々の方もこの遮水壁をまず作ろうということにしております。この工事をすぐ、先ほど部長の挨拶にもありましたけど、新しい法律ができればやるわけですけど、ただいろいろな手続きがございます。法律が成立されても基本方針と、後で申し上げますけれども基本方針を作ったりどうのこうのということがあります。それから我々の方はいろんな実施計画を作つて、国の方に申請書を出さなくてはいけないということで、この工事は今年から、今年度からできるだけ早く始めて、18年度までに完成させたいという具合に考えております。

しからば18年度まで、今年から18年度までこの間、そうするとその汚い水はどうするんだということになるわけですけれども、その水を止める、どういう具合にするかというのが3ページの（3）水処理施設の建設中にどうするんだということでございます。まず一つは、今考えられていることはここ 부분に、こっちにこういう汚い水がどんどん流れていきますので、ここ部分に仮設の浄水プラントを作りましょうと。と言うことは、水をきれいにする仮設の簡単なというか小さな、能力がそんなに、こっちは本格的なものでございますけれども、こっちに仮置きできるような浄水できる施設をここに作ろうと。装置をここに置こうと。そしてこっちからの水とかこっちからの水を集めて、そしてきれいにして流してやるという今の考え方でございます。ただ、これは工事が始まらないと、工事が始まることによって電気を引っ張ってくることになります。従って電気でないとこれは動くことができませんので、その電気が来ることによってこれを設置しても稼動できるという具合に考えております。

それからもう一つはその間にどうするかと言うと、ここに実はこちらから平成13年度に3万3千tのバーク堆肥、いわゆる樹皮と汚泥とか、それから焼却灰とか、そういうものを混ぜたいわゆるバーク堆肥というようなものを、こここのところから出ている水が一番汚かったものですから、それではここ汚染源をどこかに移してしまうということで、こちらにシートを敷いて、そしてこちらに移しております。シートを敷いていますから、ここ部分は撤去してもこちらの方の壁が無くとも影響は出てきません。従って、このシートの中で作業をすることによってこれは早く撤去出来るだろうと、まず一つこれをやろうと。

それからその次に、ここに中間処理施設といって堆肥を作っている場所があります。この下にもシートが敷かれております。従って、このシートを敷かれている中間処理施設にある堆肥、そういうものも全部撤去してしまうと。それは出来るだけ早くやれば出来るだけ作業が早く終わります。従って、ここに約3万3千、それからここに約6万3千の堆肥がありますので、約これを二つ合わせて10万ぐらいはこの工事をやっている水処理施設を作る、あるいは遮水壁を作る、そういう15年から18年度の間に全部やってしまおうという具合に今考えております。

それから、それではその後どうするのかということですけれども、これが今考えている仮設の浄水施設の、例えばの例です、参考例です。こういう具合に、ここから汚い水を入れてやって、ここで薬品を入れて掻き混ぜます。掻き混ぜることによって汚いものが全部粒粒みたいなものになります。そういうものをろ過してやることによってきれいな水になりますので、そういうようなシステムをここで作ります。ここから全部薬を入れてやって掻き混ぜることによって化学反応を起こしまして、そして汚いものを捕まえたものが全部落ちていきます。そしてその落ちたものをここでろ過します。ろ過してきれいなものにして流してやるという仮設のこれは浄水装置でございます。

そういう具合なことをやりながら、こういうような、この遮水壁を作ったり、あるいはこういうような水処理施設を作ったり、そういう工事をしていきたいという具合に考えております。3ページの(3)に書いておりますけれども、順序としては(2)の水処理施設を先に作ります。それから(3)の遮水壁を建設していくと。そして浄水施設が15、16で出来上がります。15年度、16年度で出来上がります。そうすると、ここに確か皆さんご覧になった方はここに池のように汚い水が溜まっています。ここに堰堤というもので堰き止めてありますけれども、この堰堤をここにちょっと切れ目を入れてこの中の汚い水を全部こっちに入れます。そしてここを乾いた状態にしておきます。そしてこの水を全部こっちに入れて、この汚い水は全部ここで集めて、そしてさっき言ったようにこちらで処理するという方法が水処理施設さえ出来てしまえば可能でございますので、そういうやり方をしていきたいという具合に考えております。

次に原状回復の基本的な考え方でございますけれども、いわゆる現場、3ページの3番目に下の方に書いてありますけれども、これはいろんな合同検討委員会とかそういう技術部会をいろんな総評して合同検討委員会を開くわけですけれども、第2回の合同検討委員会ではあそこの現場の最終形態は有害廃棄物の除去とすると。有害廃棄物については後でまた説明します。それから先ほども言いましたように、西側と東側では、例えば青森県の場合はここはこういう具合に11ha全域に廃棄物が入っています。そして岩手県の場合にはこういう具

合に色を塗っている所、こういう所とかこういう所、それからこういう所、こういう具合に穴を掘って埋めているというような形態でございますので、こちらの西側と東側では捨てられている状態が違うということで、それぞれの状況に応じた、特性に応じた最も効果的な対策を講じるべきだという具合に提言されております。

4ページに移りたいと思いますが、4ページには原状回復の基本方針ということが書かれております。これは現場を最終的にどういう具合にしたらいいのか、そして将来にわたって環境汚染がなくなるようにするためにはどうしたらいいのかということを基本方針としてここで定めております。ここに書いてあるのは、有害廃棄物とは土壤環境基準を超える廃棄物というややこしい言い方をしておりますけれど、それでは土壤環境基準とは何だということになります。この土壤環境基準とかよく我々使うんですけども、水質の環境基準とか、そういうことを言いますけれども、それは何に基づいているどういうことなのかと言いますと、いわゆる我が国には環境基本法という具合に法律があって、これはいわゆる生活環境を保護するために作られた法律でございます。その中で大気とか水質とか騒音、それから今ここで言う土壤とか、そういうようなものを生活環境をきれいに保全していく上で維持することが、いわゆる望ましい基準ということで、いわゆるそういう基準を満足していれば生活に支障は無いというような基準を国が定めております。そういうことの基準以下であれば、以下のような状態にすることによってあそこの環境は守られるのではないかということで、ここで四角の囲いの中にあります「有害廃棄物とは土壤環境基準を超える廃棄物である」から、要するにそういうような基準を守って以下であれば、そういうものは周りの環境と同じになってしまふ。そういうようなことを基本方針にして、周りと同じような環境にしましょうということを今考えているわけです。その有害廃棄物というものは、それでは全部撤去してしまいましょうと、あるいはその中で浄化、きれいに出来るものはきれいにしましょうという考え方もございます。これは技術部会の中で認められた内容なんですけれども、土壤環境基準以下に廃棄物を、ゴミを土壤環境基準以下にすると。これは出来ないものは撤去しましようと、出来るものはきれいにしましょうというような考え方でございます。

ここで次に特別管理産業廃棄物の判定基準を超える廃棄物は優先的に撤去すると。またややこしく、特別管理産業廃棄物というものが出てまいりました。じゃあこの特別管理産業廃棄物というのは何だということになるわけです。これはよく使われるんですけども、いわゆる毒性が強いとか爆発性があるとか感染性があるとかということで、人の健康とか生活環境に被害を生ずる恐れがあるもの。例えばベンゼンとか、クリーニング屋で使うテトラクロロエチレン

とか、そういうような物。それから酸性の強い硫酸。そういう物を含んでいる廃棄物、それを特別にちゃんと管理しなくてはいけないと、普通の産業廃棄物とは違うんだということで特別管理産業廃棄物という具合な言葉を使っております。実は現場では、さっき言いましたベンゼンとかテトラクロロエチレンとか、そういうものが分解した物、そういう物が非常に高い濃度で出ている部分もあります。そういうところからそういう危険な物というものは撤去してしまうということを今考えているわけでございます。

その次に（3）に除去計画ということが書いております。この除去計画につきましては特別産業廃棄物のうち先ほど言いましたこの中のここの部分の3万3千㌧、それからここの6万3千㌧、これは先に撤去してしまいましょうという順序でございます。それからこれを除いたものについては、その中でもこの中にはいろいろな特別管理産業廃棄物が入っているところがあります。それについては19年度から24年度の間にやってしまいましょうと。何故19年度かと言うと、先ほども言いましたように15年度から18年度までは水処理施設を作るとか遮水壁を作るとかという工事をやっております。ですから、その工事が終わらないとここの中を、この中の物を重機が入って撤去する何とかかんとかという工事をやりますとここから出していく可能性が十分あります。従いまして、この壁を作ることによってそういう撤去の工事が可能になります。そういうようなことをやっていきたいと。そして19年度からは特管物以外の有害廃棄物、これは今度は撤去にすればいいのか浄化、きれいにすればいいのかというのはその物によっていろいろ検討していきたいというような考え方で今進んでおります。

先ほど言いましたように、技術部会に3案説明しました。3案についてこれからご説明申し上げることになりますけれども、こちらの方と、それからこの資料の中にこういう具合にA3で入っているところがあると思います。この表を見ながら、見比べながらちょっと説明を聞いていただきたいと思います。

実は、我々いろんな調査をやって、12年度から14年度まで調査をやってまいりました。その中でこういうことが分かっております。さっき言いました特別管理産業廃棄物というのは33万㌧あるだろうと。ここまでではない、ここまででは汚くないけれども土壤環境基準を超える廃棄物が21万㌧ある。そしてこの環境基準以下の、いわゆる土壤環境基準以下の廃棄物が13万㌧あるだろうという具合に、これとこれとこの3つを足せば67万㌧の廃棄物があの地域に埋まっているというような状況にございます。

そして、今先ほど言いましたように、特別管理産業廃棄物は優先的に撤去するということでございますから、この部分についてはまず撤去してしまおうと。これは確実にやりましょうと。この残ったいわゆる特管未満で土壤環境基準を

超える 21 万㌧ の廃棄物と、それからこの土壤環境基準であるけれども不法投棄されている廃棄物 13 万㌧ 、この 34 万㌧ 、これをどうするかということで 3 つのケースを考えているわけです。

まず一番先のケース 1 でございますけれども、これは全量撤去ですから、これから 33 万は当然のことながら、この 21 万㌧ も、それから土壤環境基準ではある廃棄物、これも 13 万㌧ あります。この 67 万㌧ を全部撤去してしまおうというような考え方のケース 1 でございます。それが上の表の①に該当することになります。

それからケース 2 というのは、この特管相当物の廃棄物はしつこいようですけれども全部撤去します。その他に一番今問題となっている毒性の強いというダイオキシンが入っている廃棄物、これが④になります、④のところの上に DXN って書いていますけど、これはダイオキシンのことです。DXN 類基準値超過相当廃棄物 4.3 と書いています。4 万 3 千㌧ 、この 4 万 3 千㌧ も撤去してしまいましょうと。ですからトータルで 33 と 4 万 3 千ですから 37.3 、このぐらいは撤去してしまおうというのがケース 2 でございます。この残ったやつ、こっちに残った廃棄物、これは土壤環境基準以下になるまで全部浄化しましょうと。これは 13 万㌧ というのは土壤環境基準以下ですから、これは手を付けなくてもいいだろうと。これについては土壤環境基準以上ですから、以下になるまでこれはきれいにしましょうという考え方です。

次がケース 3 ですけれども、先ほどここで撤去をするのはダイオキシンに汚染された物 4 万 3 千と言いました。その他に鉛に汚染された物、ここで言えば、上の表で言えば⑤です。5.5 と書いてあります。5 万 5 千㌧ の廃棄物、これは 5.5 と書いてある上方を見ていただければ RDF の方が主体になっている。この RDF に鉛が含まれているわけです。それについては、RDF というの是一番上にあります。表層にありますので、作業の効率上も撤去した方がいいだろうということでこれを撤去するということを考えております。この 33 万、それからダイオキシンに汚染された物、それから鉛に汚染された物 9 万 8 千㌧ を全部撤去しましょうと。じゃあ残るのは何かと言いますと、上の表で言いますと⑥のフッ素、ホウ素という重金属に汚染された廃棄物。それから⑦の VOC と書いていますけれども、これはベンゼンとか何とかのいろんな物を含む有機塩素化合物、いわゆる有機溶剤と考えて下さい。ツンとするような臭いです。そういうような物が含まれている 5.7 、それからこの 11.2 というのは⑥と⑦、これは残します。残るんだけれども、これについても先ほどと同じように土壤環境基準以下まできれいにすると。そしてこと同じようにしてしまうということで今考えております。ただし、この方法をやるにしてもいずれにしましても、これは掘っている間に何が出てくるか分からないということがあります。やは

り不法投棄の現場ですから、我々 4 種類のことを言っています。一つはバーク堆肥、それから R D F、それから汚泥、焼却灰、この四つが主なる物であろうという具合に言っております。中には医療系の廃棄物もあります。やはり中は掘って撤去作業をしていかないと中のことは分かりません。ボーリングとか電気探査だけでは分からぬ部分があります。中で掘っていき、作業をしていく間に、もしも食品の缶詰とかそういう物が出てきた場合どうするんだということになるわけですけども、そういう場合にはそれは基本的に土に返らない物、将来的にそこに置いておいて土に返らない金属類とかそういう物、あるいはプラスチック類、そういう物は土に返りませんので、そういう物については全部撤去しましょうという考え方方がこの 2 と 3 のところにあります。いずれにしましても、このやった後、撤去した後、ケース 2 と 3 の場合ですけども、撤去した後ここに残す物が出てきますので、残す物については必ず土壤環境基準になっているかどうかということを確認しながら残していくというような作業をしていきたいという具合に考えております。

それを、今まで説明した内容が実は真ん中の表の処理・処分の方法でございます。そういうようなやり方をしながらいけばどうだろうというのが今ケース 1 からケース 3 までご説明申し上げました。このケース 2 とケース 3、これは全部ここでちょっと比較してご説明申し上げますけれども、例えばこれは実は後で申し上げます法律、特別措置法がありますので、この法律というのは実は 10 年間の中で全部やりなさいという法律なんです。従いまして平成 15 年度から平成 24 年度までしかこの法律というのは効かないということなんです。従って、この作業というのは平成 24 年度までに全部終わらなければならない。そうしないと補助金が非常に率が悪くなってしまう。従って、非常に青森県としては税の負担が、県の持ち出し分が多くなってしまう。だから今この特別措置法で条件のいい間にここを原状回復してきれいにしてしまおうというような考え方で、ここに工期は 15 年度から 24 年度までの 10 年間でやってしまおうという具合に書いているわけです。

1 日の撤去量ですけれども、ケース 1 の場合には 67 万㌧ 全部出すわけですから、1 日に約 10 年間でやれば 450 トンぐらいの量を出していかなければならぬ。ケース 2 の場合だと、これは撤去量が少なくなりますので 210 トンぐらい。ケース 3 の場合には鉛を増やすぐらいですから、鉛の R D F を増やすぐらいですから約 1 日 260 トンのあそこの現場から出していけばいいということになります。その撤去するこれだけの量を運ぶためにはトラックの台数がどのくらいになるか。10 トンダンプでこれは計算をしておりますが、1 日大体、一回空で入ってきてそれから持ち出すものですから 2 倍になります。そうすると、あそこの現場の近くを往復する車の台数というのが 1 日ケース 1 では 90 台、ケ

ース2では42台、ケース3では52台というような計算が成り立ちます。事業費、総経費と書いていますけれども、これについては今のところ、今の時点を考えられるもの、考えられる工事内容をできるだけ入れて弾いた数字でございます。汚染拡散防止対策、これは水処理施設と遮水壁を作る事業費でございます。それから中の、いわゆる先ほど言いました雨水とかそういうものを遮水する表面を遮水する工事とかそういうのも入りますけども、約大体90億だろうと。これはもうケース1でもケース2でも3でも必ずやらなければならないという工事費ですので90億。そして撤去費用として、撤去対策費用、あるいはケース2、ケース3であれば浄化費用も入ります。そういうものをトータルした総経費がケース1では約440億円ぐらいになる。それからケース2では330億。ケース3では350億円ぐらいになるだろうと今の時点では弾いております。

そういうものを今度は周辺環境に対する影響というのも若干考慮して比較してみました。それが3ケースの比較でございます。まず撤去先というのを書いております。これは青森県は前から、ずーと前から出来るだけ自分の所で出したゴミは自分の所で処理をしましょうと、自区内処理、自分の区域の中で処理をしましょうというようなことをずーとやってきました。従って、他県からのゴミも極力押さえて持ち込まないようにしていただきたいということで条例、あるいは要綱、前は要綱でしたが今は条例になりましたけれどもそういうものを作つて抑制しております、押さえております。従つて、撤去先は県内を基本として考えれば、ケース1は450トン以上の処理施設がないといけないということになりますので、非常に撤去先の確保というのが難しくなるのではないだろうかという具合に考えております。ケース2とかケース3の場合ですとある程度撤去先、あるいは処理施設が確保できるということが今のところ考えられております。

先ほど言いましたように事業費については最も安いのがケース2でございます。ケース1が最も高いわけですが、ケース3はケース1の約8割あればいい。8割と言っても約90億の違いがございます。そういうような状況にあると。

最も大事なのが現場がどうなるのかということです。全量撤去をするということは周辺環境と同じになるまで回復するということです。ケース2の場合には、これはRDFというものは残ります。これは非常に土に返りにくい物質であると。従つて、非常に全量撤去と同じような効果というのは得にくいのではないかという具合に考えます。ただ、ケース3の場合にはそういう土に返りにくいというものは全て撤去することと、それから土壤環境基準以下までは浄化すると。そういうものは選別施設を作つて、土に帰る物帰らない物、環境基準、土壤環境基準以上の物以下の物、そういう物を区別して、そして処理

しますので、全量撤去と同等の効果、すなわち周辺環境と同じぐらい同等にまで回復できるのではないだろうかという具合に考えております。

それからもう一つは、トラックが走るわけですから、そのトラック沿いの道路の沿線の家庭、いわゆる生活環境というのがあります。そういうことに対しての影響はどうなのかと。当然トラックが走る、重機が走るわけですから、騒音とか振動とか、それから排ガスとか、そういうものを考えなくてはいけない。そうすると、これはあくまでも計算でありますけども、ケース1の場合には450トン運ぶとなれば5分間に1台の割合でトラックが走っていかなくてはいけない。そうすると、その影響というのが非常に大きいのではないかと。その他にも普通の交通量はあるわけです。それからケース2、ケース3では10分間、8分間という具合に若干緩和されていくというような状況になっております。これがケース1、ケース2からケース3という比較表でございますけれども、要はこういう具合に我々の方で処理・処分の方法とか工期、それから総経費ということをベースにした、いわゆる周辺の環境への影響というもので比較してこういうことになるのではないだろうかという具合に表を作つてまいりました。これにつきまして後でいろいろとご意見をいただきたいと思います。

次のページですけれども、次はこれから原状回復のスケジュールでございます。これは後で見ていただきたいんですけども、ちょっとまとめて言いますと、今緊急対策として汚染水対策、汚染拡散防止対策、あそこに70m2ヵ所、30mと40mバーカークを敷いております。それでもっていわゆる浮遊物質、汚い物をろ過しているという状況にありますが、それが水処理施設が出来れば今年中に、今年度中に出来ると思いますが、それが出来ればすぐ止めてそちらの方に移行させるという考え方をしております。そして補助の採択が決まれば、今度は遮水壁についての設計、詳しい設計を行います。そして17年、18年で遮水壁を作っていくという具合に考えております。その間にはあそこの部分は全部表面的には雨水が入らないように遮水してしまいます。何故やるかと言うと、要するに水処理施設を作るわけです。水処理施設の能力というのはある程度決められてしまいます。それが雨水がどんどんどんどん入って来るようになりますと非常に処理がしにくいということです。従って、雨水は雨水として流してやる。雨水まで処理する必要は無いわけですから、汚い水だけを処理すればいいというような処理能力で、出来るだけ処理施設、水処理施設の能力とか賦課を少なくするということを考えております。

それから、撤去作業は先ほど言いました一時仮置きの場所とか中間処理施設にある廃棄物から、今年度から撤去作業を始めていきたいという具合に、本格的な場内に重機が入つてあってあちこちというのは、これは遮水壁が出来てからやりたいと。時期を見ながら浄化、きれいにするという作業も入つてきました

い。

それから最後になりますけど、環境モニタリング調査になりますけども、これにつきましてはちょっと前の方に戻っていただきまして申し訳ございませんが、4ページに戻っていただきたいと思います。この環境モニタリング計画とありますけれども、これはいわゆる、今もやっていますけども現場内がどのくらい汚染されているか、それから周辺環境への汚染の拡散が無いかというのを今監視しております。その監視しているということをモニタリングと言います。この監視をこれからも継続していきたい。現在、場内が6カ所、それから周辺環境を5カ所調査しております。年4回調査しております。今後どうしたらいののかということですが、今場内はこの部分とか、それからことかとやっております、5カ所やっておりますが、今ここにちょうどこういう具合に遮水壁を作ります。その遮水壁から漏れていないかどうかということを監視しなくてはいけないんです。皆さんもご心配だと思います。その為にこことこの所に、ここが一番西側ですので、この遮水壁の一番近い所、モニタリングの基本です、一番近い所で監視をする。もしもここで変な物が出ているようであればどこからか漏れているということになります。まず考えられないんですが、必ずこういう監視をしていかなくてはいけない。そしてこの壁の効果というものをちゃんと調べていかなくてはいけないということを今やろうとしております。

先ほど言いましたように、こういう具合に水がこう流れていっている。それからこちらの方からもこういう具合に流れていく。こういうような水の流れでございますので、これはちょっと頭に入れて、周辺環境ですけれども、見難いんですがこういう所とかこういう所とかやっております、5カ所で。その他に何をやらなくてはならないかと言うと、この所で水処理施設をします。こっちです、すいません。水処理施設から出た水はこういう具合に流れ、今の計画ですけども、この杉倉川に流そうと思っています。そうすると、この所はずーとパイプで持ってきます。雨水とか、こちらからの水が全部入らないようにパイプで持ってきますので、ここでは当然りますよ、水処理施設の出口のところでは当然監視します。それからここでも途中から入っていないかどうかというのを監視します。それからここからは沢水、沢になりますのでここでも監視をします。杉倉川にどういう水が入るのかというのを監視していきます。そして杉倉川が汚染されていないかどうかというのは、まずこのに入る前に上方で一回検査をします。そうすると、汚れていないければこの水質とこの水質はほぼ同じのはずです。そうすると、ここに流れてくるわけですから、これがこう流れてきます。ですから、ことと上のきれいなところ、それからもしこっちから流れていて何かあるかもしれないということを調べていきます。というようなことをするために、この放流水のために4カ所でやります。放流水

がちゃんと川に影響が無いかどうかということもやります。

それからもう一つは、ここに井戸を掘ります。これは何故井戸を掘るかといふと、ここは県境になっています。と言うことは、このところが、実は岩手県の方でドラム缶が二百何本撤去されたところです。今、VOCが非常に高いところです。これが雨水とか何とかによって拡散される可能性がある。地下水はこう流れてきますので、この直近のところで、この県境のところで監視していく必要がある。ここで監視することによって出ていないとか影響が無いとかあるとかというのを監視していきます。

それからもう一つは、ここにバーク堆肥があります。岩手県の側ですけれども。そのバーク堆肥のいわゆる水というのは、浸出水というのはこちらの方に流れています。岩手県でもこの辺で調べておりますけどもこちらの方に流れています。そしてこれがどこに行くかと言うと、堺沢という沢に、田子町の堀沢に入ります。そして最終的に熊原川に入ります。今、我々は堀沢の一番上流の所で調べておりますけども、やはりもしもここから汚染水が流れ出るようであれば、やはり青森県としては田子町に影響が無いということを確認しておかなくてはいけない。従って、この県境ぎりぎりの所で一回調べておく。

それからもう一つは、ここからの、一番高い所からの沢水、浸出水はこの谷筋に沿ってここに入る可能性があるということで、ここでも監視していく、モニタリングしていこうということでございます。何故かと言うと、岩手県の方は遮水壁はその調査の結果によって検討していくという具合に言っておりますので、まず我々の方は全部こっちで囲ってしまいますからここから出る可能性はまずあり得ない。ただし岩手県の方は撤去する上で、これからいろいろな検討をして遮水壁は必要かどうか、必要になれば作るというようなことをおっしゃっていますので、遮水壁があるのであれば別に我々はこれをやる必要はないんです。あるいはこの辺で、もうちょっと近くで岩手県の方で監視していただければいいんですが、もし無い場合を想定しておりますので、これから岩手県がそこで遮水壁を作るようなことがあれば、このアの 10 番と 11 番というのは必要無くなるということでございますが、いずれにしても本県、田子町にとつて影響があるところは全部監視してしまおうと。監視しておくべきだということで、これだけの監視測点を増やしております。実際、周辺は 5 地点を 13 地点に増やしております。現場内は 6 地点を 10 地点に増やすという具合な、これは相当監視というのは緻密にやらないと工事中に何かあっても困る。あるいは工事が終わって、いわゆるきれいにしたはずなのにきれいになっていないということになれば困るから、そういう事態を招きたくはありませんので十分監視網は強化しておくという必要があるという具合に考えております。

最後になりますけれども、特別措置法についてお話し申し上げます。一番最後

のページに書いております。これについてはいろんな町の議会の議員の先生方、あるいは住民の方々、いろんなことで県の方に要望を出していただきました。それに基づいて我々県として国の方にいわゆる財政支援というものをお願いしてまいりました。御蔭さまを持ちまして、今衆議院を通じて参議院で、多分明日が委員会の可決になるはずです。それが可決されると、この二段目のところに書いておりますが、環境大臣は基本方針を作るということになります。これがどのくらいかかるか分かりませんけれども、それが出来るとすぐにでも下の方にあります実施計画を県は作って、それを環境大臣に提出しなければいけない。これがいわゆる事業の採択になります。やってもいいということになります。従いまして、この基本方針が出来れば我々は出来るだけ早く遮水壁を作りたいわけですから、ですから出来るだけ早くこの実施計画を作り、そして環境大臣の方に出したい。その為にいろいろな今日お伺いしてケース3ありますけれどもそれに関する意見をお伺いしたいと思っております。この実施計画を作成にあたっては県の環境審議会というのがございます。三十何名の委員の先生方です。その意見を聞かなくてはいけない。それから、関係市町村の意見を、と言うことは田子町の方の意見も、町の意見も聞かなくてはならない。と言うことで、そういうものを出して、そしてそれが認められれば今度は事業採択ということで事業の着工ということになっております。出来るだけ早い

(テープNo.1、B面)

法律が制定されるところで、その法律は十分に活用して、そして出来るだけ安い事業費で、そしていいものを作りたいという具合に考えております。

以上で私の説明を終わります。

司会 : ただ今、チームリーダーの方から原状回復方針案を中心にしてこれまでの合同検討委員会や技術部会の経緯等ご説明申し上げました。

この後、皆さんの方から今の説明に対するご質問やご意見、今の説明に限らずこれまでのことでもよろしいですから、ご意見やご質問等ありましたらどうぞお願いします。

どうぞ。マイクをお持ちしますので。

住民 : 私は畠山と申しますけれども。まず、今日は大変ご苦労様でございました。ただ今の説明の中で、ちょっと私個人として分からぬこと、そしてやっていただいたことに対してのお礼と言いましょうか、それも申し上げたいと思い

ます。

まず、我が町ではご存知のとおり小さい町ながらも国内最大の規模の不法投棄の事件として全国にいろいろな報道で行き渡って、今や誰しもが分からぬような状況までなってきたというふうなことは、私から言うまでもなくそのとおりであります。そういう中に、現在緊急的な汚染水の浄化対策に地元のバーグを使って頂いておるというふうなことに対しましては、大変敬意を表するところでございます。また、周辺の環境汚染を広げないために、ただ今の説明にも何回もございましたけれども、遮水壁を作ることは理解できますが、ちょうど私共田子町は森林が80%、82%近くも町の森林面積があるわけでございまして、今やご承知のとおり木材の低迷、そういうふうなことでなかなか林業に対する何もこれというふうなものはございません。こうした中で、その構造において部分的にも地元の間伐などを使えないものかと、そういうお願いと、他の水処理施設や附帯施設についても可能な限りこの間伐材、材を使っていただきたいと、そのような設計段階に盛り込んでいただきたいと、そういうのが私達のお願いでございます。それは検討だけではなく、やはり今回厳しいとは思いますけれども使えるものか、使えないものかなどをはっきりいただきたいと、そういうふうに考えるものでございます。三つのケースの案が県から提示され、その中のいずれも撤去と現地の浄化が言われておりましたけれども、まず廃棄物を撤去する場合、感情的に、違法に入ってきたものですから全部私共と致しましてはそれを持っていっていただきたい、撤去していただきたいと思っております。果たしてそれも受け入れる、処理をする近くに施設が可能なのか、またそこが非常に私共にとりましては疑問と不安でなりません。どこで処理、今日の説明も分かりますけども、ただどこで処理することを考えているのか。これは一向に聞かされません。その場合、一日なり、また一年なりの受け入れ、処理能力がどの程度あるものか、それも分かりません。そういうふうなもっと具体的に現在考えている施設の場所、処理先を明確にしていただければ大変助かると、そういうふうに考えております。

まず私からその辺をお聞きいたしまして、また再度ご質問したいと思いますけれども。よろしくお願いします。

司会 : ただ今のご質問・ご要望は、間伐材の利用ということと、それから撤去後の処理先のことですけれども。

大日向総括主幹 : 大日向です。間伐材の件でございます。遮水壁には間伐材は使えません。これはいわゆる治水性、そういったものからいきまして間伐材は無理でございます。ですから、それ以外のもので使えるものがあれば間伐材も使ってい

きたい。例えば、いわゆる土留めとかそういうものであれば使えます。治水性のあるものには使えませんので、ここで申し上げておきます。

鎌田チームリーダー： 次に能力でございますけれども、さっき言いましたように処理能力が、これは特別管理産業廃棄物というものでございますので、そうすると県内では限られています。今のところどのぐらいあるのかということで調べたところ、約1日に500トンの処理の施設がある。ただしそれが全部こっちから持つていっていいのかということになれば、他の業務もありますので、どれだけの受け入れ能力があるのかというのはまだそこは確かめておりません。と言うことは、どこに持って行くかということなんですけれども、どこに持って行くか、どこでやるのはこれは入札で公平に入れてもらってから決めることでございますので、我々が今ここにしますとかどこにしますということは今この場では言えることではないという具合に考えております。

司会　　：　はい、どうぞ。

住民　　：　ただ今の答弁でございますけれども、それが現段階ではっきり出来ないということは地元として非常に今後10年で原状回復が図ると言っても大変不安でございます。その不安を解消する手段としては水処理施設とか、また建設が終わるまでの4年間のうちに様々な問題をクリアしながら何とか不法投棄をされた現場の近くに、例えば、私がこのようなことは申し上げるのは大変どうかと思いますけれども、理由を言えば二戸側の不法投棄されなかつた・・・のところにとか、和平高原からの土地とかに処理する施設を建設して処理していただきたいということを強く私から要望と提案をしたいと、このように思います。この場合、地元の同意とか施設を誰が作るかと、環境のアセスメントの必要とかいろいろな問題があると思いますけれども、まず施設については神奈川県の・・・とか、そういうふうなものに基づいて、青森県で直営で出来ないだろうかと、私はこのように考えております。県がやるという地元の意向も意見も集約は可能であると考えます。要するに、県のやる気があるかないかが問題ではないかなというふうに思います。これまでの行政の責任の検証結果としてもはっきりと県が打ち出しております知事自ら認めているものでありますので、県の責任においても施設を作り処理すべきだと、そういう考えがあるかないかをもう一度ここでお聞きしておきたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

司会　　：　ただ今のご要望は、現場、または現場周辺に県が処理施設を作つて処理して

はどうかと。その辺のところを県に確認したいということですけれども。

福永次長： それではただ今のご質問に対してお答したいと思います。ご質問と言うか、ご要望というふうに受け止めました。この現場周辺に処理のための施設を作れないかというお話につきましては、先日町の議会の方にご説明に上がった際にもそのようなお話が出たということで聞いております。ただ、今のお話のように県直営で出来ないかというお話は確かに始めてお話として出たというふうに認識しております。

これにつきましては、今要望された方もおっしゃいましたようにいろんな問題があると思います。きちんとクリアしていって、クリア出来るのか出来ないのか、そこをきちんと検討しながらやっていく必要があると。その上でじゃあどうするかという話になる問題だというふうに思います。ですから、今この場でお話、県で直営で出来ないかというお話についてすぐにお答えするというようなそんな簡単なお話ではないというふうに思っております。そういう意味では、今のお話については全く県としては白紙の状態ということしか、この場ではお答えできないということです。もっと、例えば場所的にも今確かに2ヵ所ぐらいお考えになっている場所をおっしゃいました。そういう場所の問題で、果たして地域、こういう施設については全国的に、あるいは県内でもそうですがもいろんな施設について果たして地域の方が本当に皆さん反対が無いのかどうかとか、あるいは時間的にどうなのか。先ほど鎌田の方からご説明しましたように、特措法、新しい法律は24年度までの時限立法ということで、その期間内に処理するにしても期間が限られているというような問題もございます。先ほどご要望された方もおっしゃいましたように、施設を建設するにあたってはアセスを実施したり、あるいは建設の期間ということで時間的にも相当係るのではないかということは想定されます。というようないろんな問題をきちんと整理してみて、果たしてどうなのかということを考えていかなければならぬ問題であると。おっしゃいました県の直営というようなことについてもどうなのかというのがもちろんございます。実施主体をどうするかというようなことです。そういういろんなことについて十分に整理しなければならないということで、この場で今、ただ今のご要望に対してどうするこうするとか、そういう方向性についてお答えできるような、そんな簡単なお話ではないというふうに認識しております。もう少し、多分皆さん町として、あるいは地域として具体的にもっとまとまってこういう考え方だというのをお聞きしていきたいというふうに思います。

司会 : よろしいでしょうか。

他に。はい。

住民 : 質問するのではなくて、さっきの質問者の質問の中に、青森県内の処理能力がどの程度あるのかという、そういう質問があったようにお聞きしましたが、それにはお答えになつていなかつたようですが。

鎌田チームリーダー： さっき言いました、500トンという具合に言いました。

住民 : それは日量500トンということですか。

鎌田チームリーダー： はい。

司会 : はい、どうぞ。

住民 : 福永さんなんんですけど、今のコメントなんんですけど、全く白紙であるということは町なり地元の方である程度の具体的な動きをして、それなりにここまで出来ることはしたんだというふうになればまた検討に値するということでしょうか。それを一つと、後はケースが出ているんですけど、元々他所から持つてこられた物ですから自区内にこだわる必要はないんじゃないかというのも一つ疑問であるんですけども、その辺も鎌田さんに聞きたいんですけど。それと環境モニタリング、3点目最後なんですけど、これについては是非地元の人間でやらせていただきたいと思っているんですが、その辺はいかがでしょうか。

司会 : ただ今の3点について、まず福永次長の方から第1点目お願いします。

福永次長 : それでは最初の点、私の方からお答えします。町である程度詰めていけば検討に値するのかというお話を。それについて、先ほど私言いましたように全く今の状態では白紙の状態です。具体的なことは全くこちらの方に、要望はもちろん聞いていますけれども具体的なことは全く伝わっていないということで、どの程度までの話が来るのかということをまず、まずということしか現在しか言えないということです。

司会 : 残りの2点についてはリーダーの方から。

鎌田チームリーダー : 二つ目、外から持ってきたんだから自区内にこだわる必要はないということなんですねけれども、これはいろいろと東北三県の処理施設、岩手県

と共同でどのぐらい出来るのかというのを調査しているんです。今、東北三県で同時に条例を作りましたけども協力金、外から入って来るものは協力金をいただくという制度があります。そういうのもあるし、それからちなみに秋田県にちょっとこういう物でこういうことでどうだという話はしてみたんです。そうしたら、やはり自分達のところでまずやって下さいと。まずやって、そしてどうしても自分達のところで出来ないという部分があればまた協議しましょうという話でした。やはりどこの県でも各県は、東北三県の各県は自分達のところでまず処理をしましょうと。やるだけやってみましょう。そしてダメであればまたお願いするとか、そういうことを検討していくべきだということで、今そういう話でここに書いております。

三つ目は意味がちょっと分からなかつたので、申し訳ないんですけどもう一回。

具体的にということはどういうことでしょう。

住民 : データを出すのではなくて採取とかそういうふうな活動に住民を係わらせてもらいたいなと思うんですけども。

鎌田チームリーダー : それはもうこの間も一緒に採水の時に一緒に来てもらったり、そういうのは一向に構わないんです。一緒にやっていきたいと思います。

司会 : よろしいでしょうか。
どうぞ。

住民 : 今日は大変ご苦労さんです。まず私共の一番の基本は完全撤去です。このことはまず忘れないで欲しいと思います。そして、今風評被害ということで非常に私共でも心配をしております。私の基本的な考えはゴミがあれば風評被害がいつでも続くと。ゴミが無くなれば風評被害も無くなると。そういう基本方針でございますので、完全撤去の方はよろしくお願ひします。

それからゴミの中でバーク堆肥、焼却灰、RDF、汚泥と、四つのゴミになっておりますが、ゴミは四つですね、鎌田さん。さっき言ったことは医療廃棄物が出るかもしれないとか、そういうような話もしましたね。始めからの説明と違うんじゃないですかね。

それから、この特管物は、特管廃棄物は撤去すると、そういうことでしょう。そうすれば、この四つのゴミの中で 11ha の敷地の中でどこの部分にこの特管廃棄物があるということで指示を出しているんですか。どこで線引きをしているんですか、これ。特管廃棄物ということを。四つのゴミの中で。私は現場は一

つ、ゴミは四つと、そういうふうに認識しておりますが。その辺の特管廃棄物との堺と申しますかね、どういうふうなところで区別をしているのか。我々ではさっぱり分からんんですね、これは。私が始めから言っていることは、この以外にもゴミがもっとあるのではないかと。例えば岩手県でドラム缶が出ているんですよ。その時もドラム缶もあるのではないかと言ったら、あなた方は電気探索機だか何だかの最終的なもので調べたから無いと、何も無いということで四つ出せるでしょう。今だから医療廃棄物もあるかも知れないとか、その他の問題も問題のゴミがあるというようなことを言っていれば非常にあなた方の説明が分かりにくくて一貫性が無いと、私はそのように受け取っておりますが、その辺説明をお願いします。

司会　　：　リーダーお願いします。

鎌田チームリーダー：　まず特管の区別ですけれど、特管について33万をどうやって調べたのかということですけれども、まず一つはさっき畠山さんがしゃべった電気探査をやりました。そのところでゴミがあるところをボーリングをしました。ボーリングをして、そのボーリングをした中のゴミのところを分析しました。分析した結果、そのゴミがこのゴミ、この部分が特管物であると。それからこっちが、こっちでボーリングをしたらこの部分が特管物であると。この部分とこう繋いだわけです。この間のことについては、今後のことと今後また詳細調査をしますけれども、大体こういうことでこの範囲内では断面ではこのぐらいだろうと分かりませんね。そうすると広がりとしてはぼくとして平面、上から見た場合に何百mがあるだろうと。だからすごい広い範囲で見ているわけです。

それから4種類しかしゃべってないじゃないかということですけれども、これはボーリングの調査の結果4種類が主に入っていますということです。だからさっき言ったように掘ってみないと何があるか分かりませんということなんです。だから出てきた場合には、ドラム缶とかそういうものが出てきた場合にはそういうのは全部撤去します。それで、もしそこで土に返れるような物であれば、灰とかできれいな灰と言ったら悪いけれどもそういう物があればそういう物はそこに浄化すると、あるいは残すという方法も考えていますということだったんです。それがケース2、ケース3の場合です。

住民　　：　私がこだわっているのは、これは残すとか残さないというふうにすることは全く理解できないんですね。そういうふうにするより全部探して全部撤去した方が我々もきちっとするし、これ以外のゴミが入っていないことも確認でき

るし安心も出来ると。半分、まず3分の1ぐらい残して後は大丈夫だと言ったって日本国中の人々はさっぱり信用しないと思いますよ。後は安全でと、どういうふうにして安全ということが言えるんですかね。その辺は分からぬといふことです、地元の人は。そのことなら分かります、無いかも知れないけど。

それから、さっきの説明の中でラグーンの部分ですね、ラグーンの部分にそこにただ遮水壁を作つて、遮水壁から抜いた水をラグーンに落とすというやり方でしよう。どうですか。だってあそこから出るということでしょう。ラグーンから抜いた水をさっきの説明の中では、あつラグーンに落とすのか直接。ろ過する前にあれどういうふうになるんですか、あそこ。ラグーンから抜いたところ。

鎌田チームリーダー： これですけれども、ここで汚い水を集めますよね。これをずーとこう持つて来て、ここに貯水池を作るんです。ラグーンを潰してしまいます。ここに全部集めます、一回。それでここから流量を決めてこの水処理施設に持つてくる。

住民 : それは分かりますよ。そこの青い部分の貯水池の遮水壁を設けてきちっとやるわけですか。コンクリート。さっき説明が無かったから。

鎌田チームリーダー： すいません。当然漏れないように、絶対漏れないようにします。コンクリートとかシートを敷くとかそういうことでやります。

住民 : シートならダメだな。

鎌田チームリーダー： コンクリートでやります。

住民 : コンクリートできちつと。その説明が無かったから、ただ青い部分がそこで溜めておいて、だったら周りに漏れるんじゃないかなと。

大日向総括主幹： 一応地盤が透水性、不透水性のものを作らないといけないものですから、現在考えているのはコンクリートをまいて、その上にシートを敷いてという考え方を持っていまして、漏れないようにしたい、そういうふうに考えております。

住民 : 始めからそう説明して下さい。請求されてから説明するということは小学生でも出来ますから。まず専門家ですから。だからその説明が無ければおかしい

なと思っていましたよ。

それから、この中で浄化対策費ということで 240 億、260 億と、こう出ておりますが、この浄化対策費の中で浄化施設を作つて年間の経費がどれくらい経費がかかるのか。また何年ぐらいこの浄化装置を稼動させなければならないのか。その辺、どういうふうに考えていましたか。

司会 : 今の浄化施設の維持管理費と、それから何年ぐらい浄化施設を、水処理を稼動させるのかということです。

鎌田チームリーダー : この表の中には水処理施設の維持管理費というのは入っていないです。維持管理費ですから。これは国庫補助の対象にはならないですから。ですからこれには事業費としてこれだけのものがかかります。

だから、例えば今 150 トンから 200 トンの水処理施設を維持管理するという経験則で言えば、1 年間に約 8 千万から 1 億の維持費がかかります。かかっています。そういうことです。

住民 : それぐらい浄化対策費をかけるんだったら、私だったら全部撤去対策費の中で組み込んで撤去した方が青森県のためにも地元のためにも日本のためになると思いますが。

鎌田チームリーダー : こここの浄化費というのが、浄化対策費というのは水処理の浄化対策費じゃないんですよ。ここはいわゆるゴミを、廃棄物をきれいにする、いわゆる水で洗うとか空気で洗うとか、そういうためにかかる金。だから水処理施設とちょっと離してください。

: リーダー、すいません。そういうことではなくて、水処理施設をわざわざ作る必要がないのではないかと。撤去してしまえばいいと、全量撤去してしまえば水処理施設もいらないだろうということですので、その必要性を説明していただきたい。

鎌田チームリーダー : 水処理施設は、最初撤去するにしても何にしても一番先に説明しましたけども壁は必要ですよね。ね。壁は必要だって分かりますよね。その壁が必要だということは、その中に入っている水がありますよね、その水をきれいにしなくてはいけないんです。びちょびちょになつてはいるでしょう。それを抜いて、それできれいにするという装置が必要でしょう。ね。その中のびじょびじょの水というのもきれいにしなくてはいけないわけですよ。

水処理施設の建設

住民 : じゃあこの 260 億ということは水処理施設の建設費ということで受け取っていいんですか。

鎌田チームリーダー： それは 90 億の方なんです。上の汚染拡散防止対策費の中に入っているわけです。

住民 : で、8 千万というのがこの 260 億、ケース 3、260 億の以外に経費でかかるということでしょう。県費でかかることでしょう、それは。だからゴミの関連対策費の中でこういうふうに維持管理費も経費がかかりますということをあなた方が説明をしなければならないんでしょう、これは。ゴミに関することなんだから。

鎌田チームリーダー： それは今とりあえずこの部分で工事するため、工事するための費用としてこれだけかかります。

: 説明が足りなかつたと思いますけど、維持費としては水処理施設の維持費に年間 8 千万から 1 億かかるということです。

住民 : 分かりました。さっぱり納得いきませんが、まず分かったことにします。

司会 : 他にどうぞ。そちらの方。

住民 : 上平と申します。先ほどこのケース 1, 2, 3 とあるんですが、1 が全量撤去で、2・3 は部分撤去とあるんですが、最初からこの全量撤去という話で話が進んできているのかなと今まで理解をしておったんですが、ここにきて 2・3 を出したというのは、数字的に見れば確かに経費も 1 よりは安く上がるし期間も短いというような、そういう逆算からこういうケースを選んだのかなということを 1 点聞きたいと思います。その経費が安いからということはこれは話が違うと思います。と言うのは、今国会でも法律が出来るんですけど、これもそういう意味から完全なものということで 3 分の 1 から 2 分の 1 の補助率と聞いていますが、そういう意味でせっかく法律が作ってくれるのに対して安いほうがいいんじゃないとか、昨日から新聞を見ているんですけども安く上げるために変なことが起きているというのが出ておりますが、それはやっぱり考えないでもらいたいなと思います。十分な金を使って、そして完全な全量撤去

というか、そういうことをお願いしたい。

それともう一つ、撤去したところは埋立てをしないで今の埋まっている分を全部撤去してそのまま更地というか沢と言うか、そういう形で置くんですか。それも聞きたいなと思います。

それから、この台数というのは運ぶ台数だけで、例えばそこに現状復帰ということですからある程度埋立てをしないとそこは全く自然の回帰にならないとこう思いますので、その部分の土量というか、そういうものも含まつた台数なのかその辺も聞きたいし、それから1日500トンの処理能力の処理場があると言われましたが、それは県内ですか。それは今何もしていないで、田子から行くゴミが全部500トン処理できるのかということも聞きたい。そしてそこの処理は最終処分場と言うか、いわゆる全く無害な形で処理ができるのか。焼却なのか溶融なのか。そこも聞きたいと、こう思います。

それと現状処理ですか、これは全く白紙だとかいわれましたが、じゃあ町なり住民なりが地域でそういうものを処理場を作つてもらいたいという要望が出た場合は白紙が色がつくのか。もう県は既にどこかに収めるような形で、例えば500トン処理場があると言われましたが、それはもう既に田子のゴミをあてにしてと言うか、入れて作らせたのか、作ったのか、その辺もお聞きしたいなとこう思います。

以上、よろしくお願ひします。

司会 : ただ今のご質問、5点ほどあったと思いますけれども、一つは全量撤去原則なんですが、そのケース2・3が出てきた経緯と言いますか、その辺の理由を聞きたいということ。それからゴミを撤去したあと、これをどうするのか。現地ですね。それから資料の中で搬出車両台数があるけども、その台数についてはどこまで含まれているのか。単なる搬出だけなのかということと、それから県内で1日500トンの処理能力施設があるけども、それについては県内なのかということと、その500トンというのは全部田子のゴミを処理出来る施設なのかと。全部受け入れる施設なのかということと、最後は現地、または現地周辺への処理施設の設置についてまたお伺いしたいということでしたので、最後の現地での処理施設設置についてまた福永次長から説明して下さい。

福永次長 : これはもう先ほどお答えした以上でないんですけども、今県主導でという、県が設置主体になってというお話、これは今日この場で初めて聞きました。県主体というのは。具体的に町の中でこの話についてどこまで具体的に詰められているのかというようなお話も具体的には聞いていません。要望があるということは聞いていますけれども、具体的な内容的なことは全く聞いていませんの

で、そういう意味では先ほどと同じ答えになる。具体的に町の中でどこまでどういうふうに話が繋がって我々の方に話が来るのか。そこからが初めてスタートになると思いますので、今は白紙ということしかお答えのしようがないということです。そういうことでご理解いただくしかないと思います。

司会　　：　残り4点の方はリーダーの方から。

鎌田チームリーダー：　それではまずケースを3つにした理由なんんですけども、要するにこれは価格とか何とかではなくて、値段とか何とかではなくて、いわゆる全量撤去と同じ効果がある、いわゆる環境への影響が無いものが他に方法としてないかどうかということを全て考えるのが普通じゃないかと思うんですよ。そういうものがあればどういう方法があるか。いろんなやっぱり考え方を出していいって、比較検討をして相談をしながら最終的にどういう形がいいのかということを決めていかなくてはいけないと。最初から一つだということに決めるんじゃなくて、いわゆる同じ効果があるものが他にないのかというようなこともあるし、それからまたそういう意見が技術部会の方でも出たし、そういうことも踏まえて何らかの方法があるのではないかということをいろいろ考えてみたんです。それが一つです。

それから跡地をそのままにするのかということなんですけども、これは環境再生という言葉を使えば、これはあそこで今度はどうするのかということになるわけですね。どういう具合に使うのか。どこで管理をするのか。いろんな検討をしなければならないことなんです。そういうことによって、少なくともあそこは窪地にはしておきません。危険ですから。ですからどういうような最終的な形態がいいのか、そしてあそこでどうするのかということによって最終的にどういうような復帰方法があるのかと、回復方法があるのかということも、これはやはり県だけじゃなくて地元の方々といろいろ相談をしながらやっていかなくてはいけないことだと思います。

それから県内での500トンのゴミ全て、500トンの処理能力全ていけるのか、田子のゴミだけなのかということですけれども、それは違います。要するに、今持っている会社が何社があるわけですけども、その処理能力を全部合わせると約500トンだということです。それは焼却もあるし溶融もあるということをございますから、それは当然今許可されている施設ですから第二次公害という、大気汚染とかダイオキシンとかそういうものに配慮したというか、そういう基準を守っている施設ですからその処理はできるということです。ですから、このゴミだけを全部持っていけるかどうかというのは、これはいろいろと処理能力、その会社で、例えば全部このゴミを受けますということであれ

ばまた別でしようけれども、今までの入ってきているゴミもあるだろうし、いろんな取引もあるだろうし、ここだけは無理ですよと、うちの会社はこれだけしか受けれませんというのもあるだろうし、そういうものはこれからいろいろ検討をしていかなくてはいけないと。

それからトラックの台数ですけれども、これはゴミを出すだけです。新しい土砂を持ってくるとか、そういうものの台数は入っておりません。ゴミを出すだけで何十台という具合に計算をしております。

司会： 今のお答えでよろしいでしょうか。

住民： はい。最初にお答えした方にもう一回聞きたいんですが、県が直接施設を作るということについては今初めてだということですが、地元でそういう処理をしてもらいたいなというのはこの前に何か新聞に出ておりましたが話は聞いているということは確かですよね。もし、民間というか、県でなくて民間なり行政なりとかが取り組んだ場合現地で処理できるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

福永次長： これは仮に設置主体が民間であってもその他のところであっても、結局いろんなクリアしなければならない問題というのは同じだと思うんです。先ほど申し上げましたように期間の問題もあります。果たして時限立法の範囲内でやれるのかどうかという話になりますと、仮にどこかの民間の事業体がやるとして、果たして見通しとしていつまでに稼動が可能になるのかとか、そういうような話とか、当然その前提としてどこがやろうとアセスとか地元の理解とかそういうのは全て必要になってきます。実際の建設の期間とか。そういうものをいかにして皆さんの方で考えておられるのか。そういう意味では、例えそれが民間であろうと県であろうと具体的なお話を聞いてみないと皆さんの中で合意というかお話になっている内容はどういうことなのかということを聞いてみないと今の段階では何とも言えないということです。

住民： はい。もう一つ、これは欲張った話なんんですけど、もしそういう方向になると言うか、県としては田子町にこれだけの日本一の不法投棄がなされたということですからただ運んでそこをきれいにすればいいんじゃないかという考えもありますし、これだけ迷惑をかけた部分もあるから何かこの地域なり町なりにそういう現場処理なりして産業的なものをおこして、そして今後もそういう日本一の例えば焼却量を作つてからのゴミも処理しながら今のゴミも処理をしながら、そういうものは別の意味でまたゴミによってこっくんというか、

何かそれがあると思いますが、そういうこともして上げたいなあという気持ち
はありますか。

福永次長： それこそ、今お話になった内容はまず多分皆さんの中でこういうお話が出て
きたスタートの地点の話なんじゃないかなというふうには考えております。そ
ういう意味で、そういう意味で皆さんの方でこういうことで町にとってはこれ
だけのメリットがあるとか、地域にとってこれだけ将来的にいい話だというよ
うな、そういうようなお話も町の中で十分具体的にきちんと整理していただき
たいなということも考えております。そういうような発想が無ければそういう
話は出てこないんじゃないかなと思っております。

住民 : 同じ質問で部長さん、コメントお願いします。同じ質問で。

前田部長： 同じ質問ですと次長が答えたとおりでございますが、私共も今までのところ
では施設を作るというふうなことは眼中に無くて、10年間の時限立法の中でい
かに有害廃棄物を除去して早く安心をするような状況に戻すかというふうなこ
との原状回復を考えてきたものですから、全くその施設のことまでは頭が回っ
ておりませんでしたし、今のところも白紙というのが同じというふうなことで
ございます。とにかく、できるだけ早い時間にある程度の経費をかけて、税金
を使ってでもこの原状回復をしていかなければいけない。そのための今年は計
画を作るのだってそれに間に合わせなくてはいけないというような、そういう
一念がありましたので、今までお話をしたとおりでございまして、そこまでの考
えは今のところないというふうなことでございます。

住民 : お願いですけれども、是非まず田子の町民はゴミということで非常に泣いて
おります。ですから、何とかそういうある程度親心と言うか、県としても見て
もらえるような考え方、メニューも本当は何か現地処理ではというのも一つ一
案があるのかなあと思って今日期待したんですけども、部長さんが言われたと
おり全くそれは無かったということであれですが、今度どうなるか分からぬ
けどもそういう一案も本当は揃えてくれれば町民としても非常に有難いと言
うか、私共のことを思ってくれているんだなど、そういう気持ちになると思いま
すがよろしくお願ひします。

その処理なんですが、先ほど焼却もあるし溶融もあると言われましたが、こ
れはやっぱり焼却では済まない、うちの方のゴミは複雑なものだと思うんで
すが、それを焼却に回した場合はまたそれを最終処分というか溶融にしないとな
らないと思うんですが、その辺はどうなんですか。ぶっちゃまつてもその資格

があるところにやればそれでいいんだということですか。

鎌田チームリーダー： 基本的にはこの原状回復の処理というのは適正な処理がされればいいということなんですよ。ただこの場合、いわゆる焼却灰もあります。その焼却灰を焼却してどうするんだという話がありますよね。ですから、そういう場合にはそういう物は溶融に回すとこともできるだろうし、それから普通の燃えるものであれば、バークというのは燃えますので、RDFも燃えます、そういうものであれば焼却ということも考えられる。ですから今のところは焼却にする、その種類によって焼却にする溶融にするということは大体そういうような感じではいますけれども、これはあくまでもこれからのことですので決め手はいないんです、はっきり言って。ですから、その焼却灰は溶融しかないんだろうなということは考えています。ただそれも焼却を更に焼却することによる高温度で焼却することによって無害になるんだという人もいますので、その辺はこれからいろいろな方法があるということで検討をしなくてはいけないと思っています。必ずしもこれだとこれだと決める、まだ決めていない状況にありますので。

住民 : ご承知のとおりだと思うんですが、あそこの現場にあるゴミというか、もう土とゴミがサンドになっていますよね。川ばっかりというのはあまり無いと思います。ですから、その考え方はちょっと甘いというか、私共は役所的な話だなと思います。あの土とサンドになったやつを焼却炉ではできないと思います。あまり分からんんですけど。必ずあくというか、焼却灰が多量に出ると思います。土が入っていますから。あくまでもあれは溶融で対処していかないと持っていかれた方も困ると思うし、あそこの現場もあまりよくならないとう思います。ですからその辺を、この物はこっちを持って行く、これはこっちに回すと、これは理論は確かにそうなんですけれどもそういう考えは本当に役所的な話だと思います。今ここで話をすればいいわけですが、もう少しきちっとあのゴミはどういうものか、脂も入っているしP C Bも入っているぐらいのものですから、そういう甘い考えじゃないかなとう思います。私は知識が無いものですから分かりませんけども。ですからきっちとした溶融なら溶融というような施設に持っていくて処分をすると。その辺をお願いしておきたいなとう思います。

司会 : 今のところ要望ということで、今後県の方では検討をするということでよろしいでしょうか。

住民 : はい、分かりました。

司会 : 他に。どうぞ。

住民 : 八戸から駆けつけてまいりました。今度の問題ですね、田子においては大変重大な問題であると同時に、これは八戸の問題というふうに八戸では捉えております。なぜかと言いますと、ここから出る汚染水は全部八戸市民、25万近い八戸市民の命の水である馬淵川、ここから上水道の水源にしているわけで正にこの問題を戦々恐々という気持ちで捉えております。

そこで2点ばかりお伺いしたいんですが、遮水壁が出来るまで約2年というふうに今日説明がありました。その間、大雨が降って洪水が起こって汚染水が全部川に流れ出して馬淵川に注ぐということも十分想定されます。その点、こういう事態に対する緊急的な対応策というものを考えているのかどうかということが第1点です。それから今も言いましたように八戸に来て、八戸においてこのような説明会をやはり開催すべきではないかということなんですが、そういう考えがあるのかどうか。それから今日の会議で一番釈然としないのは、こういう大変な事態を招いた青森県の責任について一言も触れられない。一言ぐらいこの青森県の責任について触れても良さそうなものです。いかがなものでしょうか。以上です。

司会 : ただ今のご質問3点ありましたけども、遮水壁が出来るまでの間に大雨とかが想定されるんですが、その大雨の被害想定。それに対する対応策は考えているのかということと、それから県が説明会を八戸市内においても開催するつもりはないのかということと、こういう説明会の場で県の責任について一言も無かったということについての質問です。

リーダーの方から。

鎌田チームリーダー : それでは私の方から遮水壁ができるまでのやつですけども、これについては先ほどここでもちょっと説明をしたんですけども、ここにあるものとかここにある汚染水とか最終処分場に入っていく水とか、それからこういう所の中間処理施設から出てくる水、そういうものは全部ここに入れて、ここでドロドロにしてそして泥状にして全部撤去するというようなやり方をしますので、汚染水が大雨によって流れ出るということはあまり考えなくてもいいのではないかと。ただこっちの方はこっちに池があります。これについてはここの堰堤を補強しております。補強しておりますので、この補強によってこちらの方はまだ余裕が、深さに余裕がありますのでまだこちらの方もそんなに心配を

することはないんじゃないかなという具合に考えております。ただいざれにしてもそういう懸念はありますので、万端怠り無くいろんなことはやっていかなくてはいけないという具合に考えております。

それから二つ目の八戸市での説明会なんですけれども、これは実は馬淵川の流域の市町村、あるいは水利組合ですか、そういうような方々で確か連絡協議会というものを作っております。そういうところの代表者の方が集まっていますので、そういうところでの一回説明会を行っております。またこの次もまた機会を見て近いうちにやりたいということでその協議会の方には、連絡会の方には申し入れはしております。

前田部長： 青森県の責任について一言も触れなかつたというふうなことについてのお話がございましたけれども、実は私共は4月の段階でこちらにまいりまして、その件に関しましては別な形で説明会を開いておりました。ただお出でにならなかつたというふうなことであれば何度でもお話をすべきだろうと思いますが、県境不法投棄の検証委員会からの報告を受けまして、知事が、前知事がそのことについてお詫びを致しまして、その後私共は知事の意を受けてこちらの方でお詫びの説明会を開かせていただきました。行政調査を尽くさなかつたこと、警察の情報提供を連携が不十分であったこと、それから廃棄物担当部局との他の部局との連絡が不十分であったというふうなことについては検証委員会からの指摘を受けたとおりというふうなことで、県の責任として皆様にはお詫びをしたところであります。この後は私共落ち度が、一定の落ち度があつたというふうなことを受けまして、私共は再発防止策を提言を頂きましたので、これは県として十分に真摯に受け止めながら今回の検証結果を今後の廃棄物行政に生かして、二度とこのようなことが起こらないようにするために十分な対策を取りながら原状回復に出来るだけ早く取り組んでまいりたい、それが私共がこれからする仕事だというふうに受けておりますので、そういうふうな形でよろしくお願いをしたいと思います。

司会： よろしいでしょうか。どうぞ。

(テープ No.2 A面)

そういうことですね。そうしたならば、現場は一つですから岩手県の方で作らなかつたら岩手県の方でもそういうふうなゴミが入っていたら、青森県で作っても何も効果がないのではないかと思うことが一つです。

それからこの説明の資料の中で、別紙1というのがあります。そしてこのケ

ース1、ケース2、ケース3とありますが、この中で廃棄物の1全量撤去、67万立方と。これでやれば撤去先は県内では確保が難しいとなっています。そして2の場合 37万、3番 42万、この場合は県内では撤去先の確保が可能とあります。これはどういうことですかね。この線引きというのは、50万を超れば無くて、50万以下ならばあるということか、これは。どういうふうにして線引きしたのですか、これは。この二点をお聞きします。

司 会： ただ今の二点のご質問は岩手県側の遮水壁のことの確認ですね。それからケース1の場合は、処理先の確保が難しいとなっているけども、ケース2、3については処理先、撤去先の確保は可能だと、このへんの確保が困難、可能の線引きといいますか、そのところの確認ということです。

鎌田チームリーダー： まず壁のことですが、岩手県で壁を作らないというのは、あそこを調査した結果、まず青森県と違って中に入っている水分が少ないというような話を聞いています。それから、その移動の仕方が非常に遅いということで、撤去に際してその中の汚染水が流れ出る可能性は非常に少ないというような説明を聞いております。それでそういうことで撤去に際しても壁の、いわゆる遮水壁の必要は無い、というような言い方をしていますが、ただしそこでやりながら、そういうことが、汚染水が出てくるようであれば遮水壁を検討するということは言っています。

それからケース1とケース2、ケース3の比較ですが、大体、今、先ほど500トンくらいの、1日500トンくらいの処理能力がある、県内であると言いましたが、大体受け入れるのを250から300くらいではないかという具合にみなせば、そうすると450トンだとあと二つ合わせても500トンしかないのに、50トンしか余裕がないわけですよ。そうなると450トンでは非常に難しいのではないだろうかと。250から300の間であれば何とかケース2、ケース3であれば、何とか撤去先を確保出来るのではないか、持っていっても処分出来るのではないかだろうかという判断です。

司 会： よろしいでしょうか。

鎌田チームリーダー： 時期のばせば10年間というので限られていますよね、時限立法で。

住 民： そこが問題なのです。10年間でやるためににはこの量だと出来ないということでしょう。まず金が掛かるから、国からの支援が受けられなくなると。だから出来ないから残すと。それだとちょっと私共は納得出来ません、はっきり言つ

て。金が無い青森県というのは、県民全部分かっていますから、時間をかけてもまず金に関係なく、命にかかわることですから十分考えて頂きたいと。量が多いければ受け入れ先が出来ない。量が少なければ出来ると。だから日にちを延ばせば簡単に出来ることですから。そのへんも考えて下さい。

司 会： 今のご質問というか、要望というのは、10年間、全量撤去の場合、10年間でなくても良いから、もっと延ばしても良いから、処理期間を延ばしても良いから全量撤去して欲しいという要望、質問だそうですが。
回答をお願いしたいということです。

住 民： それは出ますので説明をお願いします。

鎌田チームリーダー： 今、それは10年間以上やれば、日にちを延ばせばもっと15年とか20年とかやれば、それはもっと少なくして、一日の出す量を少なくしてやることは出来ますよね、それは事実です。ただ、今これだけの折角の法律があるわけですから、そういうことで計算すればこうなりますよ、10年間の特別措置法を利用すればこうなりますよと。

それからもう一つ、畠山さん誤解しているようですが。どの方法をやっても、汚いゴミを残すとは一言も喋っていません。これは誤解しないで下さい。「綺麗にしますよ」ということなのです。これは、誤解しないで欲しいのですが、ただゴミがそのまま残すんだということではないのです。さっき言ったように浄化というのは、水で洗ったり、空気で洗ったりして、土壤環境基準、国で定められた基準までは、その以下にまでは綺麗にしますよ。そして残しますよと喋っているわけですから。健康に被害を与えるとか、ないとか、健康に被害を与えないようなものだけを残しますと。そういうものが出来ない場合は全部撤去しますという具合に喋っているわけです。ケース2でもケース3でもそれは同じです。そのへんを誤解しないようにして頂きたいと思います。

司 会： よろしいでしょうか。
では次の方、どうぞ。

住 民： 30日に鎌田さんが説明に来た際に、ある議員の方から10年間に撤去する。その間、田子から出るゴミ、トラックを見ると90台とか40台が県内方々の施設に歩くわけですよね。そうなりますと、その24年まで風評被害がどんどん広がっていくと。例えば、説明の中にダイオキシンが出てくるとか、何が出てくるとかという、掘ってみないと分からないというお話を。ですから、そういう

田子のゴミが全県にそういう風評被害でまた田子のゴミをつけたダンプが国道を歩いているということになると、ずっと風評被害が消えていかないわけです。ですから現地処理という方法を取れば、その問題は解決するのではないか。そういう課題がある議員が鎌田さんに言っていたのですが、そういうことをしないと大変な話なのです。今までも縁豊かな美しい町がゴミ豊かな町になっていますから。そういう風評被害は農作物だけではないわけです。町全体のイメージの低下になっているわけですから。そのへんを考えて、そういう 10 年間 24 年まで方々に、今日ダンプで何台は何処の焼却施設に行ったということになりますと、大変な話だと思うのです。益々農作物だけではなく、そういうイメージダウンの風評被害があるわけですから。そのへんのことを考えて、今、次長さんは白紙だよという話になったけども、地元の住民からするとこここの場所で何処か、今の場所で出来るかどうかは分かりませんけども、そこで処理施設を作つて処理すると。それがいわゆる風評被害を払拭するための最大の効果ではないかという気がします。ですから、県の方々も非を認めているわけですから、住民のそういう要望を率直に受け止めて、例えばこの間 30 日で今日ですから、そういう答えは鎌田さんの方から出ないと思いますが。いわゆる地元に焼却施設を作るための環境アセスする機関がどうで、ということを考えたいという話で持ち帰ったわけですから、そのへんの答えが出てきていないのが現状です。だから、あくまでも一番困るのが風評被害なのです。ダンプで 90 台、40 台というのがあそこをガンガンと歩いて、津軽の方に行く、八戸に行く、何処に行く、そういう光景を想像してみたらどうですか？普通のダンプ、砂利を積んだダンプだって何十台となると、凄い物々しさを感じるわけですから。そのへんの考えを整理して、風評被害といえばすぐ農作物だという考え方だけでなく、田子町という地域全体のイメージダウンに繋がりますから、そういうことを考えていわゆる地元、今の所で処理する方法を白紙だという話もありましたが、何かその答えを出してここでみると運搬で何度も何百億という数でしょう。だから施設を建てた場合にはどうなるか、というそういう試算といいますか、考え方を今のところだと何処かに預けて処理すれば良いということだけの話ですから。対案みたいなものを出すというのも地域の住民の理解といいますか、そういうものが必要ではないかという気がしますので、そのへんのあたり、もっと持つていけば良いんだよということは、それは良いかも知れませんが、その被害を被るのは地域、田子町の地域社会ですから。そのへんを十分考えて頂きたいということです。

司 会： 今のご発言は現地処理施設についてもっと検討してもらいたい、費用とかも含めて更に県の方で検討して欲しいというご要望ということでお伺いして宜し

いでしょうか。それはまた検討した上でお答えするということで。
どうぞ。

住 民： 何でしたか、やたら長い法律の名前、一番最後の所にあるやつ。この基本方針の策定、環境大臣からずらっとやっていますが。おおよその期間どのくらいかかるか知りたいのですが。大体の見当で良いのですが。何時頃までに大体これが出来て、というふうなものがもし分かる範囲で良いのですが。

鎌田チームリーダー： この間先週、参議員が来まして、さっきちょっと言ったのですが、早ければ 11 日に参議院の本会議で採択するということを喋っていました。そうすると、それが終わると何をやるかと言うと、今度はここに書いてある基本方針を環境省が作らなければならないんですね。これは何時ごろまでに作るのでですか、というお話を聞いたのですが、そしたらまず今月一杯はかかるのではないかと思うか、という話まで聞いております。ただそれが我々にすればさっきも言った早くやりたいわけですから。ですから早くこの実施計画を出したいわけですから。そのために早く基本方針が欲しいわけです。その基本方針の中にこの実施計画をどういう具合に書けば良いのかということが多分入ってくると思うのです。ですから、くればすぐ返すように、返すというか、出したいのです。ということで、出来るだけ早く基本方針を決めて頂きたいということは、環境省の方にはお願いしております。今はそこまでしかちょっと言えないのですが。

司 会： 今の段階ではここまでしか言えない状況ですが、何か。よろしいでしょうか。
それではどうぞ。

住 民： 5月 24 日に両県の合同検討委員会の委員長さんの南先生がお出でになって、町民の意見を聞くという形の集まりがあったのです。その時、発言内容を全部録音するので、県に帰ったら県の方にも聞いて頂きます、というお話をだったのですが、これはそのお話を届いていない前に計画を立てたのですね。と言いますのは、その時出た意見、幾つか出ましたけども、町民としてはさっき山崎さんのお話を出したように、大型溶融炉を作って現地処理したいという意見の方が多かったのです。南先生も分かりましたと。それでは県の方に伝えますから、というお話を終わったのですが。この内容を見ると全く形跡がないので、恐らくその前に計画が出来ていたのだろうと思いますが。問題は二つ、三つあると思います。と言いますのは、ここに挙げている金額ではすまないと。水処理施設の維持費、管理費だけでも更に莫大な金額になる。それがプラスされる

というと、少なくとも500億以上にはなりそうな感じかな？と私の見方ですが。ところが、私が持っている資料ですと、大型溶融炉、これを国で将来のゴミ処理施設としてこれから進めたいというものだそうですが、大型溶融炉の場合で建設費は大体200億から250億というのです。そして建設期間は3年くらいで出来るという話も聞いております。ですから、さっきから出ていますように、町民の中ではまだ全量撤去にこだわっている方もありますが、やはりさっきの山崎さんのお話みたいに風評被害のことやら、今申し上げた費用のこと、そういう点まで考えるというと、やはり検討して頂きたいと思います。そちらのご意見を伺うのではなく、要望です。

それからもう一つですが、さっき八戸の方が水道の心配をなさっていました。上水道の。最初の方の説明の中に水処理施設には化学薬品を使うというお話があったのですが、元々有形化合物なんかの分解は本来自然界にいる微生物がやってきたのです、現に。今、良い微生物が安価で使えるようになっていますから、化学薬品は放流した時にまた水を汚染する心配は十分あるわけです。業者の方では大丈夫だというはずですが、現に今まで大丈夫だと言われた農薬が使えなくなって、私たち農業関係者大変困っていますので、将来そういう水処理施設を使った化合物が水の汚染に繋がらないと、絶対繋がらないとは言えないわけですからね。ですから、水処理施設はどうしても必要になりそうですので、使うのでしたらやはり微生物処理を考えて頂きたい。これも要望になりますが。以上です。

司 会： ただ今の二点、大型溶融炉検討の話、それから水処理施設については、微生物などをを利用して欲しいということについて、検討して欲しいというご要望ということで伺って宜しいですか。

他にございませんか。

住 民： 私の父親が夏坂小学校、無くなりましたが、そこで勤めていましたので、田子には特別な愛着を持っております。本当にこの美しい自然の田子に全国一の産業廃棄物を投棄したということに対して、本当に心が痛みますし、残念なりません。ということから、田子には何度もお邪魔しております。この前の前田部長が来られた会議も、南委員長が来られた時もお邪魔しておりますが、この間やはり新たな事実が出ても県の方は今日の発言にもあったように、前に謝罪しているから良いです、というような態度だと思うのです。というのは、第一点に三栄化学がマニフェストを焼却処分したということがつい一ヶ月もないうちに公表されました。県は一年前に知っていたというふうなことです。それをどうして一年間伏せておいたのか。そこから田子の住民からは県に対して

怨念があるんだという言葉さえ出てくるわけです。

また二点として、これは合同検討委員会でも住民の意見として出た話ですけども、わだい高原にも投棄されていたんだと、最初は。そこを調査して欲しいと。つい最近も南委員長の岩手県側の住民の意見の聴取に対して、岩手県側の方から高原の調査をして欲しいと。これは青森県に対してということではなく、南委員長に要望という形でしょうけども。しかし既に前に合同検討委員会でそういう意見は出ているわけです。そういう意見が出ているにも関わらずそういう方向についてどうするのか、ということがまだ公表はされていないと思います。

以上のようなことから、やはり県は本当にこの不法投棄を許した責任を感じているのかな？という点は率直な疑問があります。

それから工事が始まるわけでしょうし、実際始まっていますね。大雨で危なく水が下まで流れていった。あるいはポンプで流したということもありましたが、その現場を工事する場合に、現場の働いている人達をみた場合、安全な、健康を害さないような方向、これは検討すべきじゃないかと思います。S A R Sでマスクをしていますが、マスクをするのが良いかどうか分かりませんが、本当に働いている人の健康を守るという立場が必要ではないのかなと、そういう指導が県として求められるのだろうという点です。

最後にやはりいわゆる市町村の代表とか管理関係の人達との説明しているから良いというのではなく、今日のように直接住民に聞く、そういう住民説明会を八戸の人達、並びにすぐ隣りの三戸、南部、福地、名川、という人々も要望しているわけです。そういう点があることを重ねて要望したいと思います。

以上、回答を求めます。

司 会： ただ今四点要望、ご質問がありました。三栄化学によるマニフェスト焼却処分について県は一年前に知っていたけども、そのことについて県は何も外部には言っていないかったと。それから、わだい高原、牧野のことですが、そこについて調査して欲しいという要望、これについてまだ県の方から何の説明もない。こういう二点についての質問でしょうけども、このことをもっても県に対する不信感があるんだということ。それから現場で作業等をする人達の健康被害防止についても指導する必要があるのではないかということと、この様な住民説明会を周辺の八戸、三戸とか南部、福地村とか、名川町とか、そういう所でも開いて頂けないかと。この四点です。これについてはどうでしょう。

事務局： それでは私の方から最初にお話のありましたマニフェストの件、それから最後にお話がありました他の地区への説明というものを考えるべきではないかと。

この二点についてお答えさせていただきます。

まずマニフェストの件ですが、これにつきましては我々、部長は国会でもお答えしておりますが、実はこのマニフェストにつきましては当時警察の方、あるいは検察の方、そちらの捜査当局の方から会社の方に物が返ってきたということを確認しましたので、県としては社長の方に是非それを県の方に提出して欲しいということで、社長も別に提出しないというような話は全くしていませんでした。ということで、我々は当然提出されるだろうと思っていました。ところが、その後弁護士と話をしてくれ、というような話になって、どうも雲行きがおかしくなってきて、何時の間に焼却してしまったという話になったということで、それについて何で公表しなかったのかというお話ですが、実は率直に言いまして公表ということについては我々の思いは至らなかったということも一つございます。もう焼却されてしまって、我々としてはもうそれ以外のもので色々な作業を進めるしかない、という思いもありました。ということでございます。

それから住民説明会、ここでやるだけでなくというお話です。これにつきましては、例えば何処かの地域、今お話にありましたように三戸の町でやって欲しいとか、八戸の何処かでやって欲しいとか。こういうことがあれば具体的にお話を聞いた上で我々も出来るだけ体をさいて行きたい、ご要望があれば行きたいと考えておりますので、もし具体的にそういうことがあればお話をしても頂ければと思います。

事務局： わだい高原の調査についてご説明します。

5月7日に岩手県二戸保健所、二戸市の関係者を集めまして現地で調査をしております。その時に21箇所の要望を受けております。その後、5月13日にいわゆるここは老人組合の土地ですので、そちらの方と打ち合わせをしております。その結果、調査をするにしても色々自治会の承認が必要だと。その他、今、採草牧草地ですので、10月以降になるであろうと。そういう話をされております。ですから、そのへんで今月の6月12日に二戸市の方に行って、私の方から説明してくる予定になっております。

それから三番目の工事者の健康管理でございますが、まさしくおっしゃる通りでございまして、今後はいわゆるマスクとそれらをしながら施工するように指導して参りたいと考えております。

司 会： はい、どうぞ。

住 民： マニフェストについて次長は思いも至らなかったと、公表することに。

事務局： そこまで思いが至らなかった。思いも至らなかつたのではなく、思いが至らなかつたということです。そこは大分違いますので。

住民： いや、その姿勢なんですよ。まずこういうことがあったということを率直に住民に公表するという姿勢が欠けているわけですよ。だから 1 年間そのままになつていると。マスコミが書かなかつたらずっと住民は知らないで通しているわけです。前田部長は 4 月に謝罪したからというけども、この間その事実があつて、公表されなかつた、1 年間伏せてあつたよということが公表された時からは、何も謝罪がないわけですから、そういう点がまずいのではないかと私は言つてゐるのです。あの点については了承致しました。

事務局： これにつきましては、確かに国会の方でも話になつております。そして報告聴取をなぜかけなかつたのかというようなお話をございました。そういう意味で、色んな面で皆さんから、今おっしゃつたようなご批判はあると思います。その点についてはお詫び致します。そういうことで我々、我々はその時提出されると、先ほどお話しましたように提出されるというふうに思つていたものですから、まさか焼却されるとは思つてもいなかつたものですから。結果的にそういう結果になつてもう焼却してしまつたよ、という話になつたものですから、その点についてはもうどうしようも無いなという、物が無くなつてしまつたという事実は事実ですので、それはもう、その事についてはもうあとそれを使ひ様もないということです。それについて何で公表しなかつたのか、ということについては、そこに思いが至らなかつたということです。こちらで、今のお話に対して言えることはそれだけでございます。

住民： 中村です。

今日は大変ご苦労様です。

まず、一つずつ聞いていきます。

県は 4 月 3 日にここにお出でになつて謝罪をしました。その時も申し上げましたが、その謝罪をすることによって、今後の処理計画なり、皆さん方がお仕事をしていく上でその計画等について、どの様にそれが反映されるのか、されたのか。それをまずお聞きしたいのが一点です。

司会： 一問ごとにお答えするということで。ただ今の質問に対する回答を。

事務局： それでは私の方から。

謝罪と、4月3日の日に確かにここに部長が来てお詫びをしました。そして、その時にも確かに今のようなお話があったと思います。ただ、検証委員会で検証されたこと、それは色々、先ほども部長からお話がありました、調査についてとか、あるいは他の機関との連携についてとか。そういう点で色々落ち度があったということで、それについてはお詫びしました。そして今後の対策を講じること、これが一番我々の果たすべき責任だという認識を持っているということでお話しております。ということで、今回の今日も色々技術部会等で色々意見をいただいて、整理して、それを皆さんの方に説明して、皆さんのご意見をお聞きしにきているということでございます。

(住 民 : はい、分かりました。

それでは、今後この問題について決着がいざれつくと思いますが、前回の説明会の際に職員なり、それに関わった人達の処分があるのか、無いのか。そういう質問を住民の方から出ておりましたが、その決着などは何時ごろつくものでしょうか。

事務局 : これは、我々環境生活部でお答え出来るような話ではございません。ただ、実は先日県庁の中で現在知事の職務代理者として総務部長がなっておりますが、その時に記者の方からご質問がありました。処分についてはどうなんだ、というご質問がありました。それに対しては、職務代理者である総務部長からは、新しい知事のもとで判断することになる、という趣旨のお答えはされております。そういう事実だけをお答えしておきます。

(住 民 : 例えば、現在の心境としてそれに対する反省だとか、そういうことがあるわけでしょうか。

事務局 : すいません、最初の方がよく聞き取れなかつたのですが。

住 民 : 例えば、例えなくてもその通りですが、落ち度があるというふうに指摘をされましたよね。ですから、あの三つだけで本当に落ち度がない。あとは100%間違이がなかったんだと。そういうふうに胸を張って皆さん方が言えるのかどうか、そういうことです。

事務局 : 落ち度があったということで、具体的に指摘されているのは確か三点でした。それは前回来た時もご説明しております。その他に落ち度とまでは言えないけども、業者に対する対応の甘さとか、色々なことも言われております。それか

らこれは報告書の中に全部出てはきておりませんが、検証委員会で色々検証されている中で、色々な話が検証されました。それは検証結果の報告書としては報告書の中に出ているだけです。ただ、我々としては、たとえその報告書の中に盛り込まれていなくても、きちんと何が問題があったのかというのを、きちんと我々なりに考えていくべきだとは思っております。

また、検証委員会の報告書で今後の改善点ということで指摘されたことについては、勿論、それについては勿論改善すべきことはするということで、そういう姿勢ではあります。

住 民： 実は、昨年の7月16日に説明会がございました、上五公民館で。お分かりになりますよね。昨年の7月に。その説明会で農政部の方がお出でになって、町の責任について言及をされました。三栄化学との契約書の問題について、そういう契約書があったから、農地転用についての許可をしたと。そういう趣旨の発言がございました。それについての見解を改めて聞きたい。お聞かせ頂きたい。

事務局： 7月ではなく、もっと遅い。

住 民： 日付はちょっと違ったかもしれません。

事務局： 確かに農林水産部の方とこちらに来て話をしました。ただ、今の農林水産部の方の農地転用の許可の件につきまして、我々で今は責任を持ってお答えできませんので、それにつきましては、どういうことをお聞きになりたいのか聞いていて、農林水産部の方のお話を聞いた上でお答えを農林水産部の方から返してもらうしかないと思うのです。

住 民： そうですか。そうしたらそれは別にしておいて。

それではこれから若干質問をしていきますが、本日、3ケースを我々に提示をしたと、処理案について。県はどれをやりたいのですか。この3案の中でどれをしたいというのですか。

事務局： これは先ほど来お話をしているように技術部会にもこういうケースについて、ケースとしてはこういうのが考えられるということで、こういう案を提示してご意見を頂いています。これについて、今、皆さんのお意見を聞いたりしながら、これからまたこういう、先ほど部長の挨拶の中でもお話ししましたが、今月末には合同検討委員会を開催したいと考えております。そういうふうなことを踏

まえまして、県としてどれにするか、その結論を出したいということで、今、皆さんの、今日は皆さんのお意見をお聞きしたいということで色々な意見を頂きたいということでございます。

住 民： それでは私の意見ですが、最初の質問者の意見にもありました、全量撤去を基本とすべきだという、このこと。これは私もその通りだと思います。この全量撤去というものをまず住民の間に提示をする。そしてこの中で全量撤去と同等、若しくはそれ以上の処理方法という説明を、それ以上とは言いませんでしたが、同等のという説明がありました。ですから、そういうものであつたら、同等というものが住民の間で理解が得られるものかどうかと、そういうことをまず全量撤去というケース1の中で、そしてこれを提示しながら、何が出来て何が出来ないのか、どうすれば出来るのかという、そういう方法を見出していかないことには、らちがあかないと思うのです。そして、更に気になるのは、初めて今意見を聞きましたという、こういうふうに次長さんがおっしゃいますが、初めてが当たり前なんですよ。この前は封じ込めでずっときているわけですから、全量撤去で我々がお願いをしないと、結局残ったものが封じ込められるのではないかという、こういう県の基本スタンスがそうだったために、私達はこれにこだわっているわけです。ですから是非、全量撤去するんだ、そのため砂の一粒までも撤去して下さいなんて最初から言っていませんから、同等、若しくはそれ以上の処理方法があるとすれば、それは全量撤去と同じだと、そういうふうに考えるわけです。ですから是非、迷わず第1ケースの中で、いわゆる先ほど溶融炉の話も出ました。南委員長さんがこの間お出でになって、いわゆる平場で皆さんから膝を交えてお話を聞いてきましたよ。その中で原状回復と、更には環境再生についてもお話し合いの場をもってくれた。住民を正確にリードする形の中でその話が進められていくという。やはり県の場合も、責任を住民の選択なり、住民に住民にというのは大変良いことだけども、意見は当然聞いてもらって良いのですが、そうではなくて、皆さん方が知り得ている技術なり情報というものがあるわけですから、それを解禁をして、そしてその原状回復のための最終形態としては最も進んだ技術の中ではこういうものがありますよと。住民にやはり列挙する形の中で、これはこういう方法でやればこうなると。そういうものをちゃんと教えて頂くと。それがやはり県の役目なり任務だと思うのです。ですから、是非、全量撤去するんだという、そういう姿勢だと。そういうことを鎌田氏が先ほどおっしゃいましたので、是非この1案の中で集約をして、その中で何をどうするかというものを住民の中でお話し合いをして頂ければ大変良いのではないかと思います。

それで先ほども最初の方々の質問、意見の中にもありましたけど

も、例えば4種類なり5種類なりに分類しているけども、完全に特定されていないのではないか、こういう意見ですが、それはそういう意見、その通りだとうふうに受け止めて良いわけですか。

鎌田チームリーダー： 先ほど言いましたように掘ってみないと、主に4種類ということでやってきたわけです。その中で掘っている間に色々なものが出てきた時に、その時はその時で判断しながら対応していくという具合にさつきお答えしたつもりですが。

住 民： 分かりました。

それであれば、何で、例えば5.5とか、4.3とかいう凡そその量だと言いながら端数が出るのですか。例えば数値ですよ。分類の数値ですよ。

事務局： いわゆる断面を切っていって計算する時に、平均断面とか使いますので、どうしても小数点が出るものですから、それをそのまま載せたというだけで、大意はございません。以上です。

住 民： 要するに曖昧だという、そういう理解で良いわけですよね。

事務局： 曖昧というよりも、推定でございます。あくまでも推定でございます。

住 民： 推定ですよね。

事務局： はい。

住 民： それであれば、67万㌶も推定だとおっしゃるのですか。

事務局： 今のところ推定でございます。

住 民： 分かりました。

そうしますと、私共が考えている67万㌶プラス汚染土壌があるのではないかというものの考え方ですが、それで住民の方の感覚とのズレはありませんか。

事務局： 若干ズレていると思います。

いわゆる電気探査をやりまして、それからもってきているやつでございます。ですから、推定と言ってもある程度大まかには合っているだろうと。ただ、現

実に、中村さんは知っていると思いますが、まだ空白域があります。調査、ボーリングの調査が入っていない部分がありますので、それらをいれていくば、もう少し詳しいデータが出てくると思います。そうなるとまた、量が若干変わってくると思います。以上です。

住 民： ラグーンの汚染についてどの様にお考えですか。今までずっと汚染水を生放流の形で下のラグーンについて放流が続いているわけですよね。そして沈殿池なり、そういうものがある。そして、長いこと堆積したものがあそこの沈殿池の中にあると思うのですが、その汚染についてはどの様にお考えですか。

(鎌田チームリーダー： 今、ラグーンの所は一番最後の水と、すぐ傍の出ていないかどうかということで、No.8という所で井戸で調査しています。今はちょっとデータが頭の中に入っていますので、汚染されているか、していないかというのは、ちょっと今の所は、今調べていると思いますが。

住 民： 土壌ですよ。水ではなくて土壌ですよ。土。長いこと沈殿しているラグーンの土が汚染されていませんか？ということです。

事務局： すいません。やっておりますので、確かデータがあるはずなので、もし抜けているようであれば早速出したいと思いますので、宜しくお願ひします。

住 民： それは、答えだけ教えて下さい。汚染されているのですか、されていないのですか。

(事務局： されておりません。

住 民： 土壌が全然汚れていないということですか。

事務局： 若干データ的には出て………ちょっと時間ください。すみません。

住 民： そんなに怒らないでさ。

事務局： いや焦っていますので。すいません。

住 民： そうですか、焦ってください。

事務局： 調査していますので、あとで。

住民： 次にいきます。

マニフェストの関係です。マニフェストは………、お答えが先ですか。

事務局： 判定基準からいきますと、確かに鉛が 0.012 mg／リッターですが、判定基準 1 以下ですのでクリアしています。

住民： それはどの辺りの土壤ですか。

事務局： 一番上流の底質です。

住民： まず一応分かりました。

それではマニフェストの関係についてです。

焼却されたという、焼却したという、されていたということが記事で、新聞記事で見ましたが、あれは裁判の際に提出された資料ですよね。裁判ではなくて、警察で押収した資料なんですよね。それは当然コピーをとっていますよね。お返しする際に証拠として提出されたわけですから、コピーは存在していると理解して良いわけですよね。

事務局： それは何処での話でしょうか。

住民： 例えば、焼却された分についての警察でも良いですし、例えば県の方でそれを何といいますか、押収する機会があればそれは県でやっても良いでしょうし。

事務局： 警察とか、捜査当局の方にコピーされたものがあるということは聞いていません。ただ返したという、返却したということしか聞いておりません。

住民： そうしますと、今後業者に対して原状回復の措置命令が出来ないということですね。

事務局： 原状回復の措置命令が出来ないというのは、マニフェストとどういう関係でお話になっているのですか。

住民： マニフェストがその資料になるのではないですか。例えば、どういう業者がどういう廃棄物を委託したかというものの流れを知る材料としてマニフェスト

が必要なわけでしょう。

八島副参事： 排出事業者の責任追及を担当しております、八島と申します。

確かにマニフェストのリストアップの作業ですとか、そういうしたものに使った部分もございますが、それだけで責任追及ということではあくまでもありませんので、色々な根拠、例えば三栄であるとか、懸南の取り引き業者の台帳ですかとか、実績報告、あるいは三栄のマニフェストは焼却ということなのですが、懸南衛生の方につきましては、破産管財人の方から提出されたマニフェストがございますので、それを使ってリストアップしたいということで、そういう形で色々な資料に基づいてリストアップして、その業者、排出事業者の方に報告聴取をかけまして、その報告結果に基づいて色々調査して廃棄物処理法上の違反がないかということで、色々作業をしておりますので、それだけをもって大きな支障とかということでは理解しておりません。資料はあればある程良いのですが、そのへんにつきましては、残っている資料を色々活用して頑張っていきたいと考えております。

住 民： 是非、税金の負担がなるべく少なくて済むように、私達も当然排出業者についての責任は求めていきたいと地元住民としても考えていますし、県の責任同様、これは問われて然るべきだと考えていますので、何と言いますか、手落ちのないように業者に対して取り立てをして欲しいというふうに思います。

大変私ばかり申し上げてあれですが、特別措置法が近々通るということで、県の方で計画書の提出を求められる、あるいは提出しなければならないというふうに思いますが、これは何時までに県は提出するものですか。

鎌田チームリーダー： 具体的にこれは国でもしも措置法が出来て、基本方針が出来て、何時何時までに出しなさいということはありません。何時でも好きなように、そういう事実があって、そういう補助金が必要になった時に出してください、という法律なのです。

住 民： それは単年度毎に出すものですか。10年をスパンとして出すものですか。

鎌田チームリーダー： これは、基本方針を見ないと分からないのですが、一般的な言い方をすれば、大全体計画がこうなりますと。それでこういう具合な事業になります。各年度はこういう事業をやっていきます。それに対してこのくらいの事業費がかかっていきます、というような出し方になるのではないかと想定はしています。

住 民： あと一点。

最初の質問者、質問の中で木材をふんだんに使った遮水壁なり工事というものの要望がありました。私も合同検討委員会の中でそのことを申し上げた記憶はあるのですが、確かに水漏れなり、そういうものを考えれば出来ない話かもしれないけども、何と言いますか、その専門家なり、そういうものに委託なりお願いをして、木材を使って、全部木材を使うのではなく、そういう工事の方法というものが本当に無いのかという。そういう試みをしたのかどうかということを質問者が聞いていたわけですよね。例えば、木材を一本ずつ並べてそれを下さいという話ではないのです。十層でも二十層でも良いから、ふんだんに木材がある話ですから、その木材と木材の間に例えばゴアテックスなり何なりを全部中にいれて、そして何十層にもして、木材がふんだんにありますから、どうぞそれを使って下さいという、こういうことなのです。それを一言で出来ませんというふうに言ってしまわれると、何で出来ないかという、その説明までしてもらわないと。

事務局： 実際問題木材で止水したという例は全国的にも無いと思います。

あと中村さんが言っている穴を掘って木材とシートを敷けば良いという話ですが、実際 20m穴を掘るためには、とてもじゃないけども無理でございます。というのは、いわゆる穴を掘って、いわゆるボーリングマシンでもいいですから穴を掘って木材を入れると、今度はシートを敷くためにはシートを掘らなきゃダメですよね、掘ってセットしていくなければ。そういうこともございますし、現実問題として木材は止水板にはなり得ません。ですから私は出来ないと言ったのです。以上です。

住 民： それは恐らく建設業界の常識かもしれません、そういうことを何と言いますか、住民が素朴な立場からお願いをしているわけですから。

事務局： ですから、少なくとも止水板以外のもので何か使えないのかな？ということで、今後間伐材について考えていきたいということを言いたいわけです。以上です。

住 民： 一応分かりました。

以上です。最後に部長さんにお願いがあります。今、教育現場で環境教育というものが大変必要な時代になってきていると思うのですが、例えば中学校、小学校も含めて、高校あたりで身近な産業廃棄物の不法投棄等の問題等につい

て、何と言いますか、教えていくといいますか、あるいは総合学習の中で取り組むことが良いのではないかと私共は考えているのですが、元教師である部長さんから、そのあたりの見解をお聞きしたい。

前田部長： 総合学習がスタートさせる前の段階から、どういうふうな形で総合学習をスタートさせようかという時から、環境教育というのは大きな柱でした。そういう点では、随分前から学校現場でそういうふうなことに取り組んでいかなければならぬということの学校の現場にも認識もありました。ただ、なかなかそれは何かそれに得意な人がいなければなかなか進められないのではないかとか、そういうふうなことで躊躇したところがあって、随分地域的に頑張った所と、いや、環境教育そこまでいかなくても、というふうなことがあります。でも私はこの仕事をやってみて思ったのは、本当に小学校、中学校、高等学校の段階で環境教育のことを本当にしっかり学ぶ、そういう段階があれば随分違うんだろうな、というふうな思いが凄くあります。この後は、教育委員会とも十分連携をとりながらやっていきたいと思いますが、実際、昨年度あたりは青森市内の私立高校がこの環境教育のことについて勉強したいので、というふうなことで環境政策課あたりに申し入れがあって、そこから人を派遣したりして、出前講座等も行っています。色んな形で私共はそういう機会を見て、そういうものを進めて参りたいと思いますので、是非そういうふうな学習する所を出してくだされば応援をして参りたいと思いますし、こちらの方も積極的に出て参りたいと思っております。

住 民： それでは参考までに、実は昨年田子高校で31名の1年生から3年生までの生徒さん方がこの学年を超えて学習をしたのです。3回か4回に分けて総合学習の中で自主的にテーマを選んでやられたのですが、私はかなり生徒さんは環境について勉強したという、そういう気がしているわけですよ。ところがその現場を見たいということで、県に申し入れ、電話で申し入れをしたそうですが、人は派遣出来ないということで断わられたということでした。町についても同様でした。だから、そういう時には、やはり県でも町でも十分配慮して頂いて、折角自主的に勉強をしていきたいというふうに言っている生徒さん方がいるわけですから、それを今からでも良いですから評価をしてあげてください。田子高校の生徒34名について、是非お願いをしたいと思います。以上です。

前田部長： 他の高校はともかく、田子町の高校の場合はやはりそういう点では特別でしょうね。そういう意味では是非配慮したいと思います。昔からこの町は社会教育や生涯学習に関してはずっと色んな形で頑張ってきた町ですので、そういう

う意味ではそういうふうな子供達を育てていくことを、町の子供達を育てていくというふうなことは何十年前からの一つの理想として掲げてきた地域ですので、何かの機会にもし今までそういうふうなことがなかったとすれば、何かの折に、何時でもというわけにはいかないでしょうけども、良い機会に工事が始まった時とか、何かの機会にそういう機会を是非うちの方でも配慮したいと思います。

住 民： 私からは以上です。

司 会： それでは予定の時間もかなり過ぎましたので、今日の説明会はこれで終了したいと思います。今日は皆さんから色々なご意見を頂きましたので、今後の方針を決める上で生かしていきたいと思います。

それからご要望、検討の要望のあった件、それから農地法の関係の質問のあった件については、後日またお答えしたいと思います。

今日は本当に長い間ご苦労様でした。

ありがとうございました。